



Report '25

The Kurashin public information journal

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌



倉吉信用金庫
KURAYOSHI SHINKIN BANK

この街とともに…



ごあいさつ



皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに当金庫第81期の事業概要と決算状況をご報告するに当たり、日ごろのご支援とご愛顧に対し、心から厚くお礼申し上げます。

さて日本経済は、一部で停滞感が見られますが、全体的には回復基調を維持しております。先行きは内需を中心に底堅い成長が続くと予測されており、物価の影響を考慮した実質賃金は前年比プラスで推移しています。個人消費は実質賃金の回復、家計の節約志向緩和から緩やかに持ち直すとの予測であり、企業の設備投資はデジタル化・脱炭素化・サプライチェーン強靱化に向けた取り組みや人手不足対応などを背景に拡大傾向が続くと見られています。

輸出は、インバウンド需要の拡大や半導体サイクルの好転などから増加傾向を維持すると見られておりますが、米国のトランプ政権の追加関税等の政策の影響は貿易や金融市場を通じて世界各国に大きく波及しており、高インフレ再燃への懸念や米国FRBの利下げ先送りが想定され、今後の景気動向を大きく左右するものと考えております。

一方、鳥取県内の経済情勢は、一部に弱さが残りますが景気の基調は下げ止まりの動きがみられました。消費はホームセンター、家電量販店の販売額が前年比プラスで推移しております。公共投資は、年度累計で前年比プラスが続いていますが、住宅投資、設備投資は材料費等の高騰によりマイナス基調にあり、持ち直しの動きに足踏みが見られます。中部地区では多くの企業が高齢化や人材不足の問題を抱えており、デジタル化による省力化を図る企業も見受けられます。

このような動向を背景に地元企業、地域発展のために、あらゆる支援・協力を惜しまず行っていくことが、地元で生きる当金庫の役割だと認識しております。

社会・経済が多岐にわたり変化するなか、地域金融機関には迅速な対応が求められています。金融仲介機能に加え、取引先への本業支援や付加価値を伴う提案を行っていくことで地域に貢献してまいります。

今後とも倍旧のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶と致します。

理事長 **安藤 正樹**

contents

ごあいさつ	1
企業理念・経営方針	2
地域貢献	3
事業運営	11
業績の概要	17
営業のご案内	20
財務状況	25
自己資本の充実の状況	36
組織構成	46
総代会制度	47
くらしんのあゆみ	50
店舗一覧	52
開示項目一覧	54



概要 (2025年3月31日現在)	
創業	1912年4月
本店	鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地
店舗数	11店舗
従業員数	59人
営業区域	鳥取県
	倉吉市、東伯郡、西伯郡
	鳥取市、岩美郡、八頭郡
	米子市、境港市、日野郡
	岡山県
	真庭市蒜山
	(旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る)

■企業理念■

(基本理念)

地元と共に生きる

(経営理念)

1. 信 頼

倉吉信用金庫は、法令やルールを遵守すると共に社会的規範を全うするため、法令等遵守を経営の最優先課題と位置づけ、誠実かつ公正な業務運営を行います。

1. 変 革

倉吉信用金庫は、時代の変化や、地域の要請を的確に捉え、迅速に対応するため、積極かつ堅実な経営を行います。

1. 地域貢献

倉吉信用金庫は、地域のすべての企業、勤労者、家庭の繁栄と幸せをもたらすため貢献します。

■経営方針■

(経営方針)

倉吉信用金庫の創業の原点である相互扶助の精神を大切に、「地域の為に貢献する」という使命感を再認識し、今こそ地域社会の再生と活性化を目指し「使命共同体」としてその中核となって、中小零細な地元企業の支援、地域住民の豊かな生活の向上、活力ある地域社会の実現に向けて貢献していきます。そのために強固な経営基盤をさらに確固たるものにし、「小さくても最良のくらしん」を実現します。

(行動基準)

- 1. 礼 儀 我々は、礼儀を基本とした誠意ある行動で、地域からの信頼を高めます。
- 2. 元 氣 我々は、健康管理を怠らず、明るく、気みなぎる行動で、地域からの共感を受けます。
- 3. 向 上 我々は、自己啓発を心掛け、仕事に創意を生かし、顧客の満足度を高め地域に奉仕します。



積極的に地域や人々に働きかけていく「くらしん」をイメージ、「K」と「S」および「く」を組み合わせ、デザイン化。堅実に発展する姿、しなやかに伸びていく様、時代の風を受け、皆様と共に大きく飛躍する姿を表現しています。
 三層の重なりは「ひと」「街(地域)」「くらしん」を意味し、「S」のなめらかなラインによって三者が織り成すハーモニー(調和)を、また直線と鋭角によって信頼感、緊張感、正確さを表しています。
 グリーンは「自然の緑」および「安らぎ」「安心」「信頼」を、イエローは「英知」「協調」を意味しています。

倉吉信用金庫と地域社会

当金庫は鳥取県中部を主な事業区域として地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助の金融機関であります。

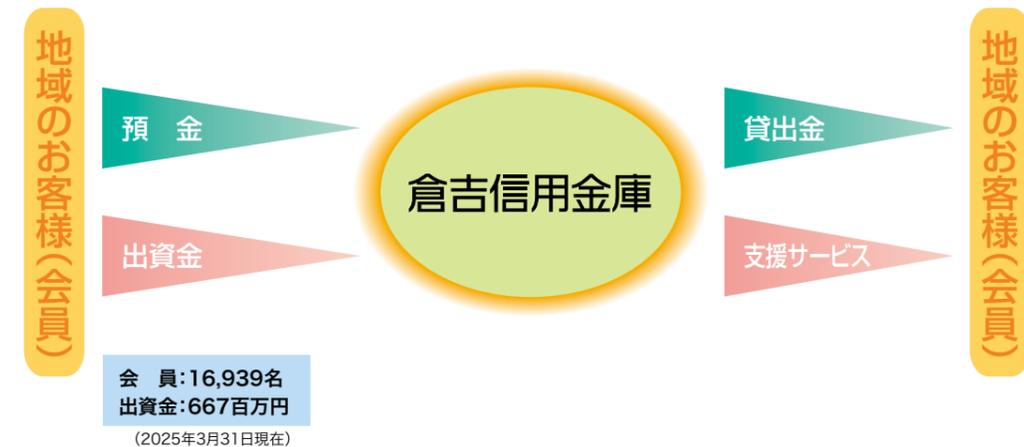
地元のお客様からお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めており、貸出金の預金積金に占める割合(預貸率)は49.29%となっております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育、スポーツの振興といった分野にも積極的に取り組み地域貢献を実行しております。

●預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域の皆様の資産作りのお手伝いとして、お客様の生活設計・資産形成・事業の発展に寄与する商品を揃えて、窓口にご来店いただくことは勿論、ご自宅・事務所にお伺いし、地域の皆様の要望にお応えしております。

商品明細につきましては20ページに詳しく掲載しております。

[預金積金残高: 85,464百万円] (2025年3月31日現在)



●貸出金に関する事項(地域への資金供給の状況)

地域からお預け頂いた資金は、地域のお客様のニーズに応え、地域の活性化に資する為に地域に還元し、中小企業の健全な発展と、地域の皆様の健全な繁栄に役立てていただく事を運用の基本として位置づけ、設備投資から運転資金に至る事業資金は勿論、地域の再生に貢献する各種商品を揃えております。

また、個人のお客様へは資産形成と生活向上を目的とした各種ローンを準備しております。

融資形態は事業用の設備資金が7,383百万円、運転資金が17,035百万円、個人の住宅ローンが4,396百万円、消費者ローンが2,288百万円、地方公共団体融資が9,677百万円となっております。

商品明細につきましては21・22ページに詳しく掲載しております。

[貸出金残高: 42,132百万円] [預金積金に占める貸出金の割合49.29%] (2025年3月31日現在)

●貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の運用については、主に信金中金等への預け金と有価証券への投資を行っております。常に安全性を第一に心がけ、投資先のデフォルトリスクに対応できるよう、投資先を分散して運用しております。

[預け金残高: 33,193百万円] [有価証券残高: 12,785百万円] [その他運用残高: 518百万円] (2025年3月31日現在)

●取引先への支援等（地域とのつながり）

当金庫は政府系金融機関、中小企業診断士協会、TKC 税理士会等との連携契約を締結し、景気低迷の現在様々な問題を抱えておられるお客様へ経営の改善策や創業に対するアドバイス・支援を全店的に実施しております。特に再生担当を設けて企業の経営改善に取り組んでおります。

お客様ネットワークの取り組みとして、「しんきんビジネスマッチングサービス」を活用してビジネスマッチングの場を設けております。

その他、各営業店に経営者の会、年金受給者の会や経営者の婦人を対象とした「さざなみ会」を組織して、会員相互の親睦と情報交換の場所を提供しております。

また、あらゆる相談所として「法律相談」「税務相談」「年金相談」等の相談日を定期的に開催し、地域の皆様の相談に対応しております。

●決算に関する事項

当金庫は地域に対する貢献を継続するため、企業の継続性を目指し、経営の合理化・効率化を追求してまいりました。その結果、2025年3月期には179百万円の業務純益を計上し、238百万円の当期純利益を計上しました。

今後も積極的な業務展開を推進し、安定的な収益確保を図り、更なる地域貢献が果たせるよう努めてまいります。

●中小企業の経営支援及び地域の活性化のための取組状況（2024年4月～2025年3月）

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と認識し、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を策定し、金融円滑化に関する事項を管理する「金融円滑化推進委員会」を設置して、態勢整備を図りました。

貸出条件変更等に関する相談をお受けするための窓口「金融円滑化相談窓口」を設置し、本取り組みに係る意見・要望・苦情へ対応するための窓口を本部に設置して、態勢整備を行っています。

また、審査管理部が営業店と連携してお客様の経営改善支援を行います。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

a 創業・新規事業開拓の支援

創業、新分野進出に対しては、地域の情報ネットワークを活かし、積極的に支援しています。

2024年度は、8先の創業に携わり、鳥取県の制度融資「創業支援資金」及び当金庫の「プロパー資金」等により、合計41百万円の創業関連融資を取り組みました。

b 成長段階における支援

信金中央金庫が運営する全国の信用金庫のネットワークを活用した、Web マッチングサービス「しんきんコネクト」の取扱いを開始し、お取引先の販路拡大支援を強化しました。

c 経営改善・事業再生・業種転換・事業承継等の支援

とっとり企業支援ネットワーク等を積極的に活用し、企業の経営改善、事業再生の支援に取り組んでいます。

2024年度は、とっとり企業支援ネットワークや鳥取県中小企業活性化協議会等を活用し、14先の経営改善支援を取り組みました。

また、事業承継に関しても、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携し、4先のサポートを行いました。

4. 地域の活性化に関する取組状況

2020年10月、「鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定」を締結しました。現在、歴史的建造物のリノベーション・再整備による宿泊施設等の建築事業が進められており、当金庫は地元金融機関としてこの事業に関与しています。

地域密着型金融の取組状況（2024年4月～2025年3月）

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

《取組方針》 地域金融機関としての特性を発揮し、地域情報ネットワークの活用と、継続的取引関係を通じ、取引先中小企業の創業から成長段階（ライフサイクル）に応じたきめ細かい支援を行うことで、地域の金融円滑化の役割を担っていく。

●創業、新事業への積極的な支援

新規参入・新分野進出への支援

2024年度の実績…8先、41百万円

●事業及び企業の積極的な再生支援

貸出条件の変更に積極的かつ柔軟な対応

- ・中小企業金融円滑化対応として、お取引先の資金繰り改善に、積極的に対応いたしました。
2024年度の実績…68件、748百万円
- ・とっとり企業支援ネットワーク等の積極的な活用
2024年度の実績…14先

産・官・学・金との情報ネットワークを活用した、地域の取引企業への支援

- ・鳥取大学産学・地域連携推進会議にも1名を登録し、積極的に情報交換を行っています。
- ・商工会議所が中心となって運営している産・官・学・金の会「中部元気クラブ」に当金庫役員が中心となって参加し、積極的に情報交換しています。
- ・日本政策金融公庫と業務特性を活かしつつ、相互にノウハウ等を補完、共有し、創業予定者に対するクオリティーの高い支援を目的として、創業分野で連携しています。
- ・独立行政法人鳥取県産業技術センターと産業技術分野での地元中小企業等への支援、情報交換や情報発信等を行うことを目的として、連携しています。
- ・「独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）鳥取県知財総合支援窓口」と知的財産の活用等について中小企業等のサポートを目的として、連携しています。

企業再生支援先の経営改善指導

- ・2024年度は、経営支援先27先（うち重点先2先）を選定し、営業店と経営者とのヒアリングを通じ、経営改善計画策定や資金繰り等の改善を支援しました。

期初 債務者数 (取引先企業 除く正常先)	うち 経営改善支援 取組み先数	うち期末に債務者区分が			経営改善支 援取組み率	ランクアッ プ率	再生計画策 定率
		アップした先数	者区分が変化し なかった先数	うち再生計画を 策定した先数			
310	27	0	27	19	8.70%	0.00%	66.66%

●取組事例

《事業価値を見極める融資》

取組の動機・経緯

お取引先の医院は、地域唯一の総合病院として利用者も多く、地域医療のよりどころ的な存在でした。同医院の院長から子息への事業承継と建物改修、医療機器更新について相談を受けました。当金庫では地域医療機関の持続可能性を高めることは、地域金融機関の大切な使命と捉えており、全力でサポートすることを決定しました。

取組の内容

鳥取県信用保証協会のメソッドアドバイザー制度を活用し、専門家と連携して経営指導、HP作成ほかDX支援ならびに事業承継支援を行いました。また、別に喫緊の課題となっていた院外薬局の不在についても、当金庫お取引先で店舗進出を検討されていた薬局とマッチングし、医院の近隣に店出いただくことができました。

成果・効果

最大の課題であった事業承継も無事に終わり、事務効率の改善等経営課題も一つずつ解決しています。また、院外薬局ができたことにより、薬剤師から専門的な指導を受けられるようになったと、患者様の満足度向上にもつながっています。

評価及び課題

医療は地域住民の健康を支える必要不可欠なサービスです。金融支援を通じて高齢化が進む地域に、持続的な医療サービスを提供できる環境に貢献できたことは、地方創生に寄与することができたと評価しています。

ハード面の支援は終わりましたが、安定的な収益確保に向けた経営サポートを継続していくうえで、今後さらに加速する地域の高齢化に対応するため、介護事業者との連携強化を図る必要があると考えています。

しんきんのネットワークを活用して今後も全面的にサポートするとともに、お取引先と共に地域振興・活性化に尽力します。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

《取組方針》 定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先の事業価値を見極める、いわゆる「目利き力」を発揮することで、取引先中小企業に対して積極的に資金供給を行っていく。

●不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資の推進

売掛債権担保融資とABLの推進

- ・2024年度は、流動債権譲渡担保および（集合）動産担保融資売掛債権担保融資の取り扱いはありませんでしたが、ABLの推進は、中小企業の資金ニーズに対応した地域密着型の融資取組みには欠かせないツールであると考えています。新規先の開拓や既存取引先の深耕、資金繰り支援に活用できることから、引き続き積極的に推進します。

シンジケートローンの組成と参加

2024年度は、シンジケートローンへの参加はありませんでした。

目利き能力の向上

- ・2024年6月に「鳥取県信用保証協会」、12月に「鳥取県経営サポートセンター」、2025年1月に「中小企業基盤整備機構」より講師を招聘し、本業支援・事業者支援をより一層加速・浸透させていくことを目的として、指導職および一般職を対象に勉強会を行いました。
- ・2024年11月に、中国税理士会倉吉支部の会員様方と当金庫の営業店長を中心とした9名が、地域やお取引先事業者の経営課題等に関する意見交換を行いました。
- ・2024年12月に、「独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）鳥取県知財総合支援窓口」より講師を招聘し、知的財産の活用等について連携したサポートを目的として、営業店長を中心に勉強会を行いました。
- ・その他、外部研修やセミナーに多くの職員を派遣し、職員個々のスキルアップに努めました。

●経営者保証に関するガイドラインの活用状況

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下の通り策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	145件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.03%
保証契約を解除した件数	18件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（ABL等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

《取組方針》 この地域のみが信用金庫の生きる地であり、金融の仲介は当然として、親睦、研修、情報交換、ボランティア等さまざまな面で中心的な役目を果たし、顧客・地域の活力作りに貢献することにより、地域に必要とされる金融機関であるため、各種の施策を通じて地域経済活性化、地方創生への取り組みを行う。

●地方創生への取組

地方創生のおもな取組

地方創生への対応として、2015年4月に地方創生担当部を設置、営業店長を地方創生担当者として全店に配置し本部と連携を図り地方版総合戦略に積極的に関与できるよう体制を整備しました。

地方版総合戦略の推進に向けて地元自治体、経済団体等と連携を図り、個別施策らについて金庫の持つ知見等を生かした機能を発揮し協力を行っています。

2020年度より、持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献していくことを目的として、山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携協定を締結すると共に、当金庫の「SDGs宣言」を公表しました。

2020年10月、「鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定」を締結しました。今後、歴史的建造物のリノベーション・再整備などの事業が進められることとなっており、当金庫は地元金融機関としてこの事業に関与していくこととしています。

2021年2月、信金中央金庫が実施する企業版ふるさと納税制度を活用した地域創生スキーム「SCBふるさと応援団」に、当金庫が倉吉市の地域創生事業「倉吉市中心市街地振興ビジネス活性化支援事業」を推薦し、信金中央金庫から倉吉市に対して1,000万円の寄附金が贈呈されました。

山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携した第一弾の取り組みとして、企業版ふるさと納税制度を活用するうえ、SDGsの趣旨に則り、持続可能な地域社会の実現に向けて構成員である住民のみならずみなさまへの支援を目的として、鳥取県3金庫は島根県、島根県3金庫は鳥取県に対して各300万円ずつ寄附を行いました。



6信用金庫 SDGs 連携協定



倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくり



SCBふるさと応援団寄附金贈呈

地域貢献に資するイベント・行事の開催と、地域経済活性化への取組

文化・芸術の発展と街の賑わい創出に向けて、地元新聞社が主催する著名人による写真、絵画等の展覧会の特別協賛を継続するほか、以下の活動を行いました。

2025年3月の鳥取県立美術館オープンに向けて、地域内の機運を盛り上げるため鳥取県立美術館を題材としたカレンダー6,700枚を作成して事業先や家庭並びに官公庁施設に配布して好評を得ました。カレンダーには鳥取県立美術館だけでなく、地域内の特徴的な芸術施設やアート作品も取入れて「アートのあるまち倉吉」をPRしました。

2024年12月、新年を気持ちよく迎えていただくことを目的として、恒例となっている福祉施設2先に対する新米寄贈を行い、入所者のみなさんに大変喜んでいただきました。

地元での買物、発注を推奨する「地賛地商」運動の展開

地域経済の活性化を図る為、当金庫では「地賛地商」をスローガンにしたPRポスターを2010年度に作成・配布しましたが、現在も外郭団体の講演会での参加者並びにポスター希望先へ配布し、引き続きポスターの活用を継続し地元での買物、発注を啓蒙しています。



中部12万人の皆様へ

お金の話で恐縮ですが、経済、つまりお金は人間の血液と同じです。ところが、今も地域の経済は停滞しています。これは血液の流れが止まり、栄養を運んでくれません。では、どうしたらよいのでしょうか。「政治や行政のやり方が悪いからだ」と、まるで他人事のように考えていませんか。いいえ、そうではありません。その鍵を握るのは、実はここに暮らす私たち自身なのです。

お買い物・発注は、地元商店・地元業者でしましょう！
地元にお金が循環し、その流れが強まれば、地域の経済は健康体へと向上します。一人ひとりの力でも、私たちがまとまれば、きっと大きな流れになるはず。今こそ中部が一体となって動き出す時です。

これからの未来を担う子供たちは、大きな夢と希望を思い描いています。その夢を叶えさせてあげませんか。誰にも負かせる事があるはず。あなたの一歩が確かならば、中部地域で12万歩。皆が本気になれば、決して夢ではありません。大切な子供たちが希望の持てる未来を創るために、ここで暮らして、ここで働いていけるよう、「いつも、ありがとう」の言葉が飛び交う中部にしたいのです！

お買い物・発注は、地元商店・地元業者で

中部は本気だ
地賛地商



●ビジネスマッチングの推進

コロナ禍以降、ビジネスマッチング商談会等の企画・開催の機会が減少したため、お取引先事業者の販路拡大支援ニーズは高まってきています。

当金庫はオンライン上でのビジネスマッチングが可能な「しんきんコネクト」を導入して、信用金庫業界の全国ネットワークを活用した販路拡大等の本業支援を実施しています。現在、お取引先事業者31先が情報掲載しており、当金庫も管理画面により、ニーズ掲載情報や商談の進捗状況を把握することで、事業者同士の仲介役となるコーディネーターとしてサポートを実施しています。

●カーボンニュートラルへの取組支援

国内外においてカーボンニュートラルの取り組みが加速する中、地区内事業者においても脱炭素化への関心が高まっています。

当金庫もお取引先事業者の脱炭素化を支援するため「e-dash(株)」との業務提携を締結して、二酸化炭素排出量の可視化、削減提案、脱炭素化に向けたロードマップ策定等の取り組みを支援しています。

●金融仲介機能（ベンチマーク）の取組状況

事業性評価を行い、お取引先の事業内容や成長可能性を適切に評価することで、円滑な資金供給に努めています。

2025年3月31日現在

経営指標等が改善した先数（単位：社）	250
当金庫が関与した創業先数（単位：先）	8
当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数（単位：社）	55

金融円滑化への取組状況

当金庫は、地元の中小企業および個人のお客様の幅広い資金ニーズに、迅速かつ安定的にお応えするため、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

2024年3月末における当金庫の金融円滑化への取り組み状況をお知らせいたします。

1. 金融円滑化管理に関する基本方針について

当金庫の金融円滑化への取組方針は以下の通りです。

取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. お借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制について

(1) 苦情相談窓口の設置

本部コンプライアンス統括室に苦情相談窓口を設置し、金融円滑化に関するお客様からの苦情、相談メール、専用フリーダイヤルを新たに設置し、真摯に対応する体制としております。

(2010年1月18日苦情・相談メール開設、同25日専用フリーダイヤル開設)「0120-031511」

(2) お客様からの苦情、相談記録の作成と保存

お客様からございました、苦情、相談については、その内容を適切に記録・保存するとともに、委員会で協議を行い、関連部署と協力し、問題解決、改善に努めてまいります。

3. 中小企業者のお客様の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制について

(1) 経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組み

お客様からの経営相談については営業店が真摯にお話をお伺いし、お客様の抱えている問題を十分認識したうえで、その解決に向けて取り組んでまいります。

経営改善計画を策定する意思のあるお客様から要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援しております。

また、お借入条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、当該改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて経営相談・経営指導を行うなど、経営改善に向けた働きかけを行っております。

経営改善・指導は本部審査管理部がサポートいたします。

(2) 経営相談・経営指導及び経営改善に向けた能力向上施策

お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を実施し、当該能力の向上を目的とした人材育成に努めてまいります。

地域貢献活動

当金庫では、地域金融機関として、「地域と共に生きる」をテーマに金融サービスの提供を通じ、地元企業の発展や、地域にお住まいの皆様の生活の向上、豊かで活力ある地域社会の実現を願い、商工会議所等各種団体に入会して活動する他、地域のイベント活動や社会福祉活動に参加しています。

●6月15日「信用金庫の日」

信用金庫法が公布・施行された日にちなみ、6月15日を「信用金庫の日」として、全店一斉による周辺道路や公共施設のクリーン活動を実施いたしました。



全店一斉清掃活動

社会福祉活動

地域の社会福祉への貢献活動として、福祉施設等へ新米を寄贈いたしました。

●新米寄贈

新年を気持ちよく迎えていただくために、毎年福祉施設等へ新米を寄贈しています。



新米寄贈 希望の家

新米寄贈 因伯子学園



倉吉信用金庫 SDGs宣言

倉吉信用金庫は、協同組織の理念である相互扶助の精神並びに「地域社会繁栄への奉仕」「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」という信用金庫のビジョンのもと、事業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

重点項目

1 パートナーシップの発揮

- 協同組織として、パートナーシップの発揮や地域社会とのネットワークの更なる強化に努め、地域全体で持続可能な社会の実現を目指します。
- 複雑化、多様化する地域社会の課題やニーズに適切に対応するため、全国の信用金庫や中央機関等との業界ネットワークを積極的に活用することで、地域の制約を超えた質の高いサービスの提供に努めます。



2 地域経済の持続的繁栄

- 社会経済環境に応じて変化するお客さまのニーズや課題を踏まえた信用金庫らしいサービスの提供に努め、地域とともに持続的な発展を目指します。
- 中小零細事業者の経営サポートを一段と強化し、事業活動の持続可能性を高めることを通じて、地域経済の維持・発展に貢献します。
- 技術革新や社会構造の変化を踏まえ、先進的な金融サービスの提供への取組みを通じて地域経済の発展に貢献します。
- 地域の将来を担う次世代の人材確保や育成につながる取組みをサポートします。



3 暮らしやすい地域社会の実現

- 地域を支えるみなさまの健康や福祉の増進につながる取組みに努めます。
- 高齢のお客さまにとって、わかりやすく利用しやすい金融サービスの提供を目指します。
- 地域のみなさまの将来に向けた安定的な資産形成をサポートします。
- 地域や関係機関との連携のもと、犯罪や不正の防止につながる取組みに努めます。
- 地域の貴重な資源である環境の保全につながる事業や取組みをサポートします。
- 職員にとって働きやすく多様な価値観を大切にす職場環境の実現に努めます。



事業の運営に関する事項

1. リスク管理の取組み

●リスク管理の体制について

金融の自由化や情報技術の進展に伴い、金融を取り巻くリスクはますます多様化、複雑化してきています。当金庫は、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保して地域に貢献するため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスク管理方針やリスク管理規程等を制定したうえで統合的リスク管理委員会を設け、リスクの把握と協議を通じて適切な管理に努めるとともに、内部監査によるチェックを実施する等、組織的なリスク管理態勢の整備を図っています。

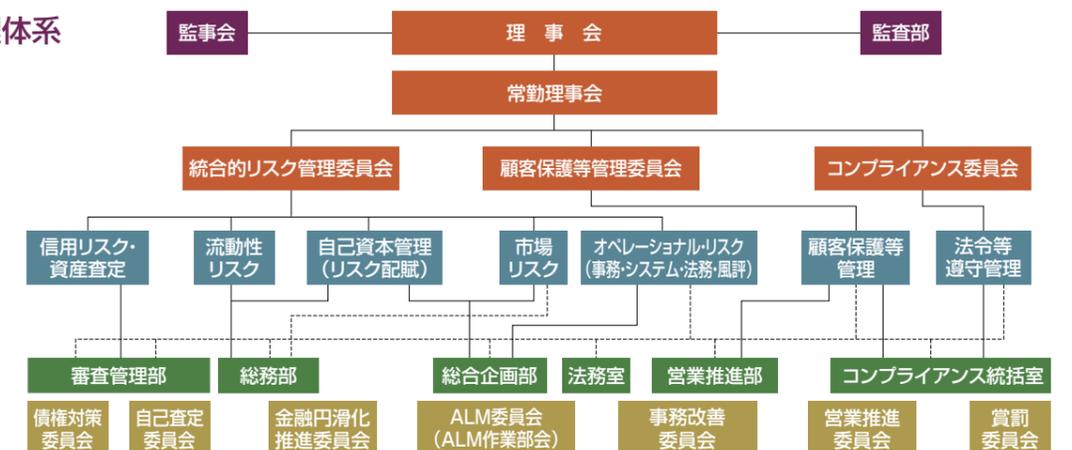
信用リスク管理	市場リスク管理	流動性リスク管理
<p>信用リスクとは、貸出金の回収不能や利息の徴求不能等資産の健全性が損なわれるリスクです。</p> <p>当金庫では貸出金の健全性を維持するため厳格な審査体制をとっています。</p> <p>また、このためのスキルアップにも努め内部研修の実施や外部研修への派遣を実施するとともに、当金庫が定めた「自己査定規程」により厳格な資産査定を行い適切な償却・引当を実施しています。</p>	<p>市場リスクとは、金利・株価・為替等市場でのリスクファクターの変動により当金庫が保有する有価証券等が価格の変動で損失を被るリスクです。</p> <p>当金庫では、ALM委員会および作業部会を設け経済情勢・市場動向・金利動向を検討し健全な資金運用の方針を策定し実行しています。</p>	<p>流動性リスクとは、予期せぬ資金流出等により必要資金の確保が困難となる場合や通常よりも高い金利や不利な条件で資金調達を余儀なくされることにより被るリスクです。</p> <p>当金庫では自己資本比率等当金庫の健全性を積極的に情報開示し、信用不安の未然防止に努めるとともに安全性・流動性に配慮した資金運用と適正な支払準備資産の確保に努めています。</p>

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとして当金庫は「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」を認識し、各々以下の管理を実施しています。

- | | |
|---|---|
| <h4>1. 事務リスク管理</h4> <p>事務リスクとは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクです。</p> <p>当金庫では監査部による定期的な監査を実施する一方、「事務改善委員会」を設置し事故の未然防止と同時に事務水準の向上を目指す研修を実施しています。</p> | <h4>3. 法務リスク管理</h4> <p>法務リスクとは、金庫経営等に関する法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクです。</p> <p>当金庫は全ての部署を関連部署と位置付け、コンプライアンス態勢の確立をとおして法務リスクを管理することとしています。</p> |
| <h4>2. システムリスク管理</h4> <p>システムリスクとは、コンピュータの誤動作またはシステムダウン等の発生により損失を被るリスクです。</p> <p>当金庫は、しんきん共同センターに加盟し勘定系及び情報系のオンラインシステムでサービスを提供しています。同センターは、通信回線の二重化及び他地域のバックアップセンターの設置等、災害発生時のオンラインシステム確保に万全の体制をとっています。</p> <p>また、当金庫では「セキュリティポリシー」「情報資産管理規程」等を制定し、顧客情報の保護にも努めています。</p> | <h4>4. 風評リスク管理</h4> <p>風評リスクとは、悪い評判や風説等が広まることにより信用が損なわれるリスクです。</p> <p>当金庫では透明性の高い経営に努め、各種メディア及び媒体を利用し積極的にディスクロージャーすることにより当金庫の健全性を広報すると同時に、コンティンジェンシー・プランを策定し対応しています。</p> |

●リスク管理体制



●信用リスクに関する事項

- (1)信用リスク管理方針
 - ・信用リスク管理においては、資産査定・債務者区分及び分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させるものとしています。
- (2)管理方法
 - ・信用リスク管理部署は審査管理部、計測管理部署は総合企画部とし、定期的に若しくは必要に応じて統合的リスク管理委員会を通じて常勤理事会に報告することとしています。
- (3)貸倒引当金の計上基準
 - ・正常先債権については、貸倒実績率に基づく今後1年間の貸倒引当金を計上します。
 - ・要注意先債権については、貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上しますが、要管理先債権については、3年間の予想損失額を計上し、その他要注意先債権については、1年間分を計上します。
 - ・破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額の内、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を貸倒引当金として計上しています。
 - ・実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を個別貸倒引当金として計上しています。

●市場リスクに関する事項

- (1)市場リスク管理方針
 - ・市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債の価値が変動して損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクをいいます。
 - ・当金庫の有価証券運用は、安定的収益確保を目的としており、リスクの低い商品を中心に安全性を第一に運用しています。
- (2)管理方法
 - ・主な市場リスクは、次の3つです。

金利リスク	金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。
為替リスク	外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が生じるリスクです。
価格変動リスク	有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクです。

- (3)金利リスク管理体制
 - ・当金庫が保有する資産・負債の主なリスクファクターである金利リスクに関する計測・管理体制等は、「自己資本の充実の状況」に記載しています。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1)オペレーショナル・リスク管理方針
 - ・当金庫におけるオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクとします。
 - ・総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することによって、健全性の確保と収益性の向上を図ります。
- (2)管理方法
 - ・オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署を総合企画部とし、各リスク管理に係る管理担当部署は、以下のとおりとします。

オペレーショナル・リスク	総合企画部 主管
事務リスク	総合企画部
システムリスク	総合企画部
法務リスク	コンプライアンス統括室
風評リスク	総務部

- i オペレーショナル・リスクの総合的な管理に係る主管部署は、上記の各リスクの管理担当部署から、定期的にまたは必要に応じて、リスクに係る報告を受けます。
- ii オペレーショナル・リスクの主管部署は、新規商品等の取扱い、新システムの導入の際には、オペレーショナル・リスクを特定します。
- iii オペレーショナル・リスクの主管部署は、オペレーショナル・リスクを特定するために、必要に応じて、各業務部門および営業店等が把握したデータ等を取得することができます。
- iv オペレーショナル・リスクの主管部署は、当庫のリスク・プロファイルや外部環境の状況に照らし、オペレーショナル・リスクの状況について、適切な頻度でモニタリングを行います。
- v オペレーショナル・リスクの主管部署は、当該管理の状況に関して、常勤理事会が適切に評価および判断できる情報を、定期的にまたは必要に応じて報告します。また、経営に重大な影響を与える事案については、理事会に報告します。

2. 法令等遵守体制（コンプライアンス体制）について

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取り扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ロンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在するほか、信用金庫とその役員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

法令等遵守（コンプライアンス）とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることをいいます。そのため、当金庫では法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ公正な営業活動を行うことが取引先の皆様から「信頼と安心」をいただき、今以上の「絆」を深めることに繋がると考えます。

このような考えに基づいて、当金庫役員等の行動規範や組織体制、庫内ルールを定めるとともに、資質を向上させるため、研修や資格取得の奨励等様々な施策を実施しております。

また、2022年6月に改正公益通報者保護法が施行され、これに伴って、公益通報業務従事者を設置したうえでコンプライアンス違反行為等の通報者保護を金庫規定上明文化するなど、これまで以上にコンプライアンス重視の金庫経営方針の強化を行っております。

●くらしんの行動綱領

- ①信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- ②経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- ③あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にとどまらない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- ④経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
- ⑤すべての人々の人権を尊重する。
- ⑥従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- ⑦資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- ⑧信用金庫が社会においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- ⑨社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

●金融商品に係る勧誘方針

- 当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。
- ①当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
 - ②金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。

- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

3. 顧客保護等

●顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、たゆまぬ改善活動に努めてまいります。

- ①当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
 - ②当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
 - ③当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
 - ④当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 - ⑤当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
- ◇本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方」を意味します。
- ◇お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ
 <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

- (1) 個人情報等の取得
 - 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
 - お客様の個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客さまから取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報 等から取得しています。
- (2) 個人情報等の利用目的
 - 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
 - お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

- (業務内容)
- ①預金業務、為替業務、融資業務、およびこれらに付随する業務
 - ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - ③その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づく本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑤預金口座付番に関する事務のため

- ⑥住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑦公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
 - ⑧災害時および相統時における預金口座の情報提供に関する事務のため
 - ⑨本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止
当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含まれます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
 - リンクについて
当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。
 - クッキーについて
当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。（クッキーとは）
クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
 - 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
 - ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

倉吉信用金庫 本店 各支店（出張所） 本部コンプライアンス統括室にて受けます。					
本店営業部	倉吉市昭和町1丁目60番地	(0858)22-6108	東郷出張所	東伯郡湯梨浜町龍島536-3	(0858)32-0631
三朝出張所	東伯郡三朝町大瀬1036-4	(0858)43-2111	西倉吉支店	倉吉市西倉吉町20-15	(0858)28-3111
うつぶき支店	倉吉市大正町1075-4	(0858)22-4154	西倉吉支店		
浦安支店	東伯郡琴浦町浦安213-2	(0858)52-2351	関金出張所	倉吉市関金町関金宿247-1	(0858)45-3121
由良出張所	東伯郡北栄町由良宿551-4	(0858)37-3711	真庭支店	岡山県真庭市藤山下徳山43-3	(0858)66-4368
倉吉駅前支店	倉吉市上井町2丁目3-9	(0858)26-2951	本部コンプライアンス統括室		
羽合出張所	東伯郡湯梨浜町田後340-3	(0858)35-2641		倉吉市昭和町1丁目60番地	(0858)22-1111

●金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は14ページ参照）またはコンプライアンス統括室（電話：0858-22-1111）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

4. 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

また、2012年6月の総代会において、反社会的勢力を会員から排除することとし、定款の一部変更を決議しました。定款抜粋（当金庫の会員となることが出来ない者）

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号の1に該当する者
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

5. マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

倉吉信用金庫は、マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。
2. 管理態勢
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

6. その他の業務運営の取組み

●ペイオフについて

この制度は2002年3月までは預金が全額保護されましたが、2002年4月以降定期性預金については1,000万円とその利息まで、2005年4月以降は決済用預金を除いた要求払預金と定期性預金を合算して1,000万円とその利息まで保護される制度に変わりました。

そのため、当金庫はあらゆるリスクに耐えられる体質を築くため、不良債権の早期解消に努め、皆様に安心してお取引ください、信頼される金庫として役職員一同努力しております。

●貸出運営についての考え方

信用金庫の3つのビジョン「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会発展への奉仕」を実現するため地域金融機関として、多くの皆様にご利用いただくため次のことをお約束いたします。

- ・地元中小企業及び住民の皆様の専門金融に徹します。
- ・地元の皆様優先に徹します。
- ・地元の皆様に合致した商品を提供します。
- ・貸出を通じあらゆる相談に応じます。
- ・誠実で公正な対応をいたします。

2024年度業績の概況

日本経済は全体的に回復基調を維持していますが、一部で停滞感も示されています。先行きは内需を中心に底堅い成長が続くと予測されており、物価の影響を考慮した実質賃金は前年比プラスで推移しています。個人消費は実質賃金の回復、家計の節約志向緩和から緩やかに持ち直すと予測であり、企業の設備投資はデジタル化・脱炭素化・サプライチェーン強靱化に向けた取り組みや人手不足対応などを背景に拡大傾向が続くと見られています。輸出はインバウンド需要の拡大や半導体サイクルの好転などから増加傾向を維持すると見られています。実質GDPは24年度前年比プラス0.4%、25年度は前年比0.8%と予測されており、この間、消費者物価の伸び率は概ねプラス2%以上で推移するとみられており、日本銀行が25年半ばにかけて更に政策金利を0.75%まで引き上げること予測されます。為替レートは対ドルで25年度末時点140円台前半と日米金利差の縮小を反映して円安が是正されると想定しており、日経平均株価が25年度末は41,000円も考えられるとの見通しですが、米国のトランプ政権の追加関税等の政策の影響は貿易や金融市場を通じて世界各国に大きく波及しており、高インフレ再燃への懸念や米国FRBの利下げ先送りも想定され、今後の景気動向を左右するものと考えられています。石破新政権は成長分野への投資促進、構造的賃上げに向けた環境整備、地方創生の推進など生産性向上につながる政策を重視する方針を示しており、日本経済の好循環実現を後押しする政策運営を期待しています。

さて、鳥取県内の経済情勢は、一部に弱さが残りますが、景気の基調は下げ止まりの動きがみられました。消費はホームセンター、家電量販店、乗用車は前年比プラスに振れ、大型小売店はプラスが続いています。消費全体では持ち直しの動きがみられ、先行きも緩やかな持ち直しが見込まれます。公共投資は年度累計で前年比プラスが続いていますが、住宅投資、設備投資は材料費等の高騰によりマイナス基調にあり、先行きは持ち直しの動きに足踏みが見られます。製造業ではほとんどの業種で原材料費等の高騰が継続しており、受注減少に影響するなど厳しさを増しています。非製造業では人流が増加して、観光業関連を中心に業況は好転しつつあるものの、ガソリン価格をはじめとする物価の高騰が消費マインドの低下に繋がっており、小売業関連を中心に厳しい状況が続いています。中部地区では多くの企業が高齢化や人材不足の問題を抱えており、デジタル化による省力化を図る企業も見受けられます。雇用については所定外労働時間が全産業、製造業共に前年比マイナスが続き、新規求人倍率は前年比プラスが続いています。基調としては下げ止まりの動きが見られます。

そのような中、当金庫は、鳥取県中部地区を主たる経営基盤とする唯一の金融機関であり、「地元と共に生きる」を経営理念とし、企業の資金繰り支援はもちろんのこと、創業支援、企業再生支援、コンサルティング機能の発揮等に注力し、地域貢献に誠心誠意務めてまいりました。

このような先行き不透明な経営環境の下、地域から選ばれる「くらしん」を目指し、確固たる経営基盤の確立に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

預金積金は、個人預金（期中平残）の流動性預金が前期比641百万円（2.53%増）増加したものの、定期性預金が前期比1,018百万円（2.85%減）減少したことで前期比377百万円（0.61%減）減少しました。預金金利上昇により、以前と比較して顧客の金利感応度は高まっており、令和6年度は夏、冬2回の特別金利キャンペーンを実施して個人定期預金の増強を図りました。しかしながら相続や終活、投資資金への振替、他行金利キャンペーンでの流出により残高は減少しました。法人預金（期中平残）は、流動性預金についてコロナ融資の滞留分が運転資金で利用されたことで前期比713百万円（7.69%減）減少したことを主要因とし、前期比579百万円（3.28%減）減少しました。公金預金は入札による新規預入はなく対前期比161百万円（2.08%減）減少しました。その結果、令和6年度期末預金積金残高は前期比1,268百万円（1.46%減）減少の85,464百万円となりました。（期中平残85,221百万円 前期比1,124百万円減 1.30%減）

貸出金は、法人向け融資（期中平残）が前期比842百万円（4.15%減）減少しました。減少要因として、取引先の資金需要低迷等により新規貸出が減少したことに加えて、保証協会の代弁増加（代弁額301百万円）、コロナ融資の繰上げ返済により減少しました。設備資金は取引先の設備投資が低調であり、

アパート資金や県立美術館シンジケートローンを含めて1,181百万円に留まりました。運転資金は原材料価格高騰等を要因とした資金繰り支援として地域経済変動対策資金の県制度融資382百万円を支援しましたが、コロナ禍以降、運転資金融資の減少傾向が続いています。業種別では業種偏在化のリスク回避のため、地公体融資、個人融資を除いた与信額を原則、総与信の20%以内として管理しています。構成比の上位は建設業18.9%（前期比2.4%減）卸・小売業16.0%（前期比1.3%減）で20%を超過する業種はありません。個人向け貸出（期中平残）は前期比696百万円（7.55%減）減少しました。個人ローンの年間獲得額は920百万円でしたが、計画比で769百万円未達、前期比で108百万円減少しました。ローン商品別獲得額ではマイカーローンはWEB完結ローン導入により前期比43百万円増加しましたが、高金利商品のフリーローン獲得額は前期比128百万円減少しました。住宅ローン残高も前期比43百万円減少して、減少に歯止めが掛かっていない状況です。令和6年5月より導入した「しんきんDB」の積極的、効果的な活用や令和7年3月にマイカーローン以外の個人ローンについてもWEB完結ローンを導入しており、推進強化を図っています。その結果、令和6年度期末貸出金残高は前期比10百万円（0.02%増）増加の42,132百万円となりました。（期中平残41,457百万円 前期比149百万円減 0.35%減）

余資運用は、資金運用収益の補完的立場を継続していく方針は不変であります。基本方針は①安全性を重視した運用②自己資本の充実③安定した収益の確保④運用計画は市場の動向・見通しを十分に検討したうえで行うとしております。令和6年度は余資運用計画に沿って安全性を重視しながら、安定的な利息配当金の確保を目指す運用を行いました。預け金の期末残高は、預金積金の減少も影響して、前期比2,059百万円（5.84%減）減少の33,193百万円、平残は3,572百万円（9.53%減）減少の33,871百万円となりました。有価証券の期末残高は、前期比711百万円（5.89%増）増加の12,785百万円、平残は前期比1,964百万円（18.61%増）増加の12,518百万円となっております。

損益収支は、貸出金において、新型コロナウイルス対策資金終了後も引き続き鳥取県制度資金を積極的に取り組むとともに、事業者向け小口融資、個人ローンに取り組みましたが、結果は貸出金平残が前期比149百万円減少、政策金利引上げによる金利設定の効果も少なく貸出金利回りは前期比0.06ポイント低下しました。結果、貸出金利息は前期比26百万円減少しました。余資運用については、預け金平残が前期比3,572百万円（9.53%減）減少となりましたが、預け金利息は金利上昇に伴い前期比36百万円増加しました。有価証券は市場金利の上昇の影響により、保有債券の価格が下落しています。国内債券だけで前期比365百万円評価損が拡大し、有価証券全体では前期比442百万円評価損が拡大しました。有価証券利息配当金は94,678千円、前期比18,164千円増加という結果となりました。経常収益は前期比47百万円（4.05%増）増加の1,218百万円となりました。一方で、経常費用は預金利息の増加や人件費の増加を主要因とし前期比108百万円（12.49%増）増加の979百万円となりました。その結果、経常利益は前期比61百万円（20.34%減）減少の239百万円となり、当期純利益は前期比33百万円（12.36%減）減少の238百万円となりました。なお、金融機関の基本的な業務の成果を示すコア業務純益は前期比69百万円（△27.99%）減少の179百万円となっております。

なお、金融再生法における開示債権は前期比567百万円減少し2,982百万円となり、総与信額に占める割合は6.927%と1.291ポイント良化しました。また、企業体力を示す自己資本比率は、18.53%（前期比0.25ポイント上昇）、期末の会員数は16,939人（前期比192人減）となりました。

転出超過となっており、人口減少に歯止めが掛からない状況が続いています。今後こうした状況がすぐに好転するとは考えにくく、経済規模の縮小や事業者の減少、また公共的なインフラの維持など、地域の幅広い分野に影響を及ぼすこととなります。生産年齢人口も減少を続けており、こうした流れは、信用金庫の人員確保を一層困難にするだけでなく、地域における中小企業・小規模事業者の恒常的な人手不足に繋がることが予想されます。このような動向を背景に地元企業、地域発展のために、あらゆる支援・協力を惜みず行っていくことが、地元で生きる当金庫の役割だと認識しております。

直近5年間の主要な経営指標の推移

科目	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
経常収益	1,231,177	千円	1,174,917	1,143,321	1,171,408	1,218,904				
経常利益 (又は経常損失(△))	211,850	千円	186,767	225,768	301,064	239,820				
当期純利益 (又は当期損失(△))	193,097	千円	180,663	219,550	272,037	238,388				
出資総額	667	百万円	667	668	667	667				
出資総口数	13,353	千口	13,357	13,363	13,355	13,348				
純資産額	4,520	百万円	4,612	4,648	5,006	4,773				
総資産額	91,030	百万円	94,551	93,745	93,262	91,669				
預金積金残高	84,347	百万円	87,846	87,116	86,733	85,464				
貸出金残高	43,243	百万円	44,340	43,457	42,122	42,132				
有価証券残高	10,270	百万円	10,922	9,990	12,073	12,785				
単体自己資本比率	15.94	%	16.28	17.78	18.28	18.53				
出資に対する配当金 (出資1口当り)	2.00	円	2.00	2.00	2.00	2.00				
役員数	13	人	11	11	11	12				
うち常勤役員数	6	人	5	5	6	7				
職員数	64	人	62	50	46	47				
会員数	17,779	人	17,610	17,374	17,131	16,939				

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準ずる銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	63 百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の支払総額は、「基本報酬」63百万円、「退職慰労金」0百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

リスク管理債権の状況

▶ 貸倒引当金の内訳

(単位: 百万円)

区分	2023年度	2024年度
一般貸倒引当金	163	100
個別貸倒引当金	458	325
合計	621	425

▶ 貸出金償却額

(単位: 千円)

区分	2023年度	2024年度
貸出金償却額	7,978	17,236

※この償却額は直接償却した金額です。

▶ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

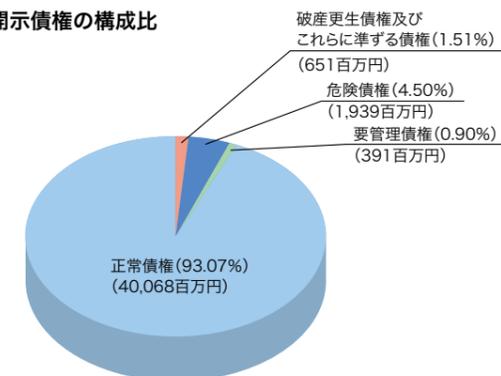
(単位: 百万円、%)

区分	開示残高 (a)	保 全 額 (b)		保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
		担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	1,042	666	100.00%	100.00%
	2024年度	651	419	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2023年度	2,080	1,883	94.46%	41.58%
	2024年度	1,939	1,727	93.89%	44.23%
要 管 理 債 権	2023年度	427	110	44.60%	25.37%
	2024年度	391	92	35.11%	15.00%
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	427	110	44.60%	25.37%
	2024年度	391	92	35.11%	15.00%
小 計 (A)	2023年度	3,550	2,659	90.09%	60.51%
	2024年度	2,982	2,239	87.51%	49.87%
正 常 債 権 (B)	2023年度	39,646			
	2024年度	40,068			
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2023年度	43,196			
	2024年度	43,050			

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

■ 信用金庫法開示債権の構成比



預金業務

種類	内容・特色	預入期間	預入金額	
当座預金	手形や小切手をご利用になれる預金です。会社・商店のお取引に便利です。	出し入れ自由	1円以上	
決済用預金 (無利息型普通預金)	利息は付きませんが預金保険制度により、大切な預金が全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	給与・年金等のお受取りや、公共料金等の自動支払が可能で、キャッシュカードをセットするとさらに便利です。お財布代わりにご利用ください。通帳レスでのご利用もできます。また、通帳はそのままでもアプリ登録することで、入出金明細を確認することができます。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通預金と定期預金を一冊の通帳にセット。「貯める、使う、借りる、支払う」が一冊の通帳でできます。(個人の方に限定)	出し入れ自由	1円以上	
後見支援預金	後見制度をご利用の後見人の方が、家庭裁判所の「指示書」に基づき、被後見人の財産を安全・適切に保護・管理できる普通預金です。	定めはありません	1円以上 ※家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います	
貯蓄預金	出し入れ自由で、預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。	出し入れ自由	1円以上	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただくための預金で、お利息に税金はかかりません。	引き出しは納税時のみ	1円以上	
通知預金	まとまったお金の短期間運用に適しています。	7日以上	5,000円以上	
定期預金	スーパー定期	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。個人向けの期間3年以上は、有利な半年複利をご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	変動金利定期預金	預入日から6ヵ月ごとにその時点の金利情勢で金利が変動する定期預金です。個人向けの期間3年は、有利な半年複利をご利用いただけます。	1年、2年、 3年	1,000円以上
	期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年経過すれば満期日を指定でき、一部引き出しも可能です。	最長3年	1,000円以上 300万円未満
	大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
財形貯蓄	一般財形貯蓄	勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預けいただく預金です。お利息は課税扱いですが、使いみちは自由で、いつでもお引き出しが出来ます。	3年以上	1,000円以上
	財形年金貯蓄	勤労者が老後の資産形成のために積み立てていただく預金で、財形住宅貯蓄と合わせて元金550万円までお利息に税金がかかりません。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅貯蓄	勤労者が住宅の取得・増改築のために積み立てていただく預金で、財形年金貯蓄と合わせて元金550万円までお利息に税金がかかりません。	5年以上	1,000円以上
定期積金	将来の目的に合わせて、期間や金額を定めて原則毎月計画的に積み立てていく預金です。	6ヵ月、1年、 2年、3年、4年、5年	100円以上	

金融商品に係る勧誘方針

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
- 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

融資業務

種類	内容・特色	融資金額	返済期間
自動車関連	マイカーローン	新車・中古車の購入資金をはじめ、自動車免許取得費用や車検費用にもご利用いただけます。	1,000万円以内 15年以内
	WEB完結カーライフプラン	お申し込みから契約まですべてWEBで完結できます。来店いただかなくてもマイカーローンがご利用いただけます。	
教育関連	教育プラン	入学金、授業料等の学校納付金のほか、受験費用、受験旅費、教科書代、下宿代等の費用等にもご利用いただけます。 ※学資応援団およびエールは、当座貸越型の教育ローンです。	1,000万円以内 16年以内 (据置期間 卒業予定月まで)
	学資応援団		当貸 100～500万円 8年4ヵ月以内 (当貸最長 4年6ヵ月)
	エール		当貸(カード型) 50～500万円 15年以内 (当貸最長5年以内)
住宅関連	住宅ローン	住宅の新築・購入、住宅用土地購入、住宅のリフォーム、マンションの購入資金等にご利用いただけます。 ※利率変動周期は3年型、5年型、10年型のうちから選択いただけます。(一部商品は選択いただけません) エコ関連設備も対象となります。	10,000万円以内 40年以内
	リフォームローン	住宅ローンの借換えのための資金を無担保でご利用いただけます。	1,000万円以内 15年以内
	無担保借換専用住宅ローン	お住まいのリフォームにご利用いただけます。保証料不要、担保不要、家族保証で最高500万円、ご返済期間は最長10年です。	2,000万円以内 20年以内 (残存期間内)
	コンパクトリフォーム・プラン	旅行、レジャー、パソコンなどの耐久消費財購入資金として、豊かな暮らし作りのためにご利用ください。	500万円以内 10年以内
個人向けローン	個人ローン	旅行、レジャー、パソコンなどの耐久消費財購入資金として、豊かな暮らし作りのためにご利用ください。	500万円以内 10年以内
	多目的ローン	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。	300万円以内 5年以内
	フリーローンモア	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。	1,000万円以内 10年以内
	フリーローンリリーフ	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。また、事業者の方もご利用いただけます。	200万円以内 100万円以下 7年 200万円以下 10年
	多目的ローン・プラス	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。また、事業者の方もご利用いただけます。	1,000万円以内 15年以内
	アシスト	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。また、事業者の方もご利用いただけます。	500万円以内 10年以内
	楽々サポートローン	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。また、事業者の方もご利用いただけます。	500万円以内 15年以内
	シニアライフローン	お使いみちは自由です。充実したシニアライフにお役立てください。	100万円以内 10年以内
	職域サポートローン	契約事業所の従業員の方に限定し金利等での優遇対応をした商品です。	500万円以内 10年以内
	カードローン	きゃっする500	健康で文化的な生活を営むための資金をカード1枚でいつでもご利用いただけます。
願助くん		健康で文化的な生活を営むための資金をカード1枚でいつでもご利用いただけます。	10～300万円

融資業務

種類		内容・特色	融資金額	返済期間
個人向け	楽々まるくん	普通預金口座へ貸越極度枠をセットし反復利用できる商品です。キャッシュカードによりATMからの借入が可能で、また公共料金の口座振替等に普通預金が残高不足の場合にも自動的に極度額まで貸越することができます。生活資金決済用に変便便利です。	100万円まで	3年更新
	家計まるくん		20万円・50万円 契約1年後に50万円への申込可。	2年更新
事業者向け	経営まるくん	普通預金セット型の当座貸越(プラス残の時は普通預金口座、マイナス残の時は当座貸越口座)です。既存の普通預金口座に当座貸越機能をセットし、払戻請求書による極度内の貸越を可能にする他、口座振替時に残高が不足する場合にも自動的に貸越となります。法人または個人事業主(農業経営者を含む)の方が対象です。	1,000万円	1年更新
	営農支援ドラフト 豊作	農業経営者(兼業農家含む)専用の当座貸越口座。普通預金に当座貸越がセットされており、利用極度の範囲内で融資が受けられます。営農に必要な運転資金および農業用機械、車輛等の設備資金としてご利用になれます。	500万円	1年更新
	農業支援資金 営農まるくん	普通預金セット型の当座貸越形式の農業支援資金でATMでの利用も可能です。既存の普通預金口座にセットし、飼料、材料代、機械設備等農業を営むための資金として利用できます。また、兼業農家の方でも、現在お取引の無い方でも申込みいただけます。	100万円以内	5年更新

種類		内容・特色
事業用資金	割引手形	商業手形・電子記録債権を割引いたします。
	手形貸付	仕入資金・買掛金支払資金など、短期の資金需要にお応えいたします。
	証書貸付	長期運転資金・設備投資など、長期の資金需要にお応えいたします。
	当座貸越	貸越極度額まで、短期・長期の資金需要にお応えいたします。
	制度資金 (県・市町村)	創業支援資金・経営体質強化資金・企業立地促進資金・新規参入資金・地域経済変動対策資金・事業承継支援資金・小規模事業者融資・中小企業小口融資等の各種制度融資を取り扱っております。
	代理貸付	信金中央金庫・(株)日本政策金融公庫・住宅金融支援機構・中小企業基盤整備機構・福祉医療機構・(株)商工組合中央金庫などの各代理業務を取り扱っております。

相談業務

相談業務

毎月1回、各分野における当金庫顧問の先生にお客様が直接ご相談いただくことができます。相談料は無料となっておりますので、お取引の営業店を通じてお気軽にご利用下さい。

法律相談	複雑化する社会にあって法律上の困り事相談を承ります。
税務相談	贈与、相続、譲渡など税金について何でもご相談下さい。
年金相談	新しく年金を受け取る方は手続きをどうしたらよいかお悩みではありませんか？また年金のもらい忘れをしている場合もあります。年金について何でもご相談下さい。

商品利用にあたっての留意事項

1. 預金・ローン等の商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下するものがございますので、ご利用されるに当たってはそれぞれの商品やサービスの内容を職員にお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用をお願いします。
2. ローンのお申し込みについては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果、ご期待にそえない場合がございます。
3. ローン等につきましては、ご本人の収入等から無理なく返済ができるよう計画的なご利用をお勧めいたします。

その他の業務

内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

機能サービス

キャッシュカードサービス	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫のほか提携している金融機関のATMや、コンビニエンスストアのATM(「セブン銀行」など)、郵便局のATMをご利用いただけます。	 
しんきんゼロネットサービス	全国の信用金庫のATMを無料でご利用いただけるサービスです。(本サービスをご利用いただけない信用金庫のATMが一部ございます。)	
さんいんネットサービス	鳥取・島根両県下の信用金庫および山陰合同銀行のATMが無料でご利用いただけるサービスです。(曜日、時間帯により手数料がかかる場合があります。)	
ICキャッシュカードサービス	より安心してご利用いただくために、偽造防止などに効果のあるICキャッシュカードがご利用いただけます。	
通帳レス口座	キャッシュカード発行済みの普通預金をお持ちの個人のお客様が無料でご利用いただけます。いつでもどこでも、入出金明細や残高を、スマートフォンで確認できる便利なサービスです。また、定期預金のお預け入れ・解約手続もご利用いただけます。	
給与・年金自動受取	一度の手続きで毎月の給与や賞与、厚生年金、国民年金などがご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。	
口座振替	電気、電話などの公共料金から税金、各種学校の授業料などをご指定口座から自動的にお支払いいたします。また、QRコード決済ご利用時に、決済資金を即座に口座から引き落とす「即時口座振替サービス」も取扱っております。	
公金の収納取扱	日本銀行蔵入代理店をはじめ地方公共団体の公金取扱業務などを行っており、所得税、法人税、住民税、社会保険料、交通反則金、その他の公金が窓口で払い込みできます。	
ATMによる振込	ATM(自動機)で全国の金融機関へお振り込みができます。ATMをご利用になりますと、窓口振込より手数料が安くお振り込みができます。	
デビットカードサービス	全国のデビットカード取扱加盟店で商品等を購入される際に、当金庫のキャッシュカードをご利用いただくことで、ご購入代金がおお客様の預金口座から即時に引き落とされ、お支払いが完了するサービスです。	
インターネットバンキングサービス(個人・法人)	インターネットに接続されているパソコンや携帯電話を使って預金の振替、振込、定期預金のお預け入れ・解約手続(個人のみ)、残高照会、取引明細照会サービスなどがご利用できます。法人インターネットバンキングでは、総合振込、給与振込、口座振替等の大量データを一括送信するデータ伝送サービスもご利用いただけます。	
しんきん電子記録債権サービス	インターネット(PC)を利用した決済サービスである電子記録債権をご利用いただけます。	
テレホンバンキングサービス	ご家庭や外出先で、プッシュ機能付き一般電話、公衆電話からフリーダイヤルで「しんきん共同コールセンター」にお電話いただければ、自動音声ガイドでお取引口座の「残高照会、入出金明細照会」や「振込、振替」ができるサービスです。(振込、振替は申込が必要です。)	
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	携帯電話からの操作で、キャッシュカード発行済みの当金庫普通預金(総合口座・無利息型を含む)から出金し、プリペイド型電子マネー「E d y (エディ)」を携帯電話へチャージ(入金)するサービスです。チャージした「E d y」は全国のE d y加盟店でご利用いただけます。	
クレジットカード	しんきんVISA、しんきんJCBなどのクレジットカードのお取り扱いを行っています。	
夜間金庫	営業時間を過ぎても毎日の売上金をその日のうちに預かり致します。	
クレジットカードキャッシングサービス	金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っています。	
Bank Pay	全国のBank Pay加盟店での買い物や飲食代金お支払い時の「QRコード決済」や、少額の個人間送金サービス「ことら送金」がご利用いただけるアプリです。	

保険窓販業務

<生命保険窓口販売>

- ・あなたによりそうがん保険ミライト
一人ひとりのニーズに合わせ、柔軟に選択できる保障と、がんに関する不安や悩みについて相談いただけるサービスを兼ね備えた保険です。
- ・&LIFE 新医療保険Aセレクト
入院・手術だけでなく、生活習慣病・ガン・女性疾病等、ニーズに応じた柔軟な設計が可能な一生保障の医療保険です。
- ・新しい形の医療保険REASON
高額療養費制度と整合した手術・放射線治療保障ならびに特約を付加することで三大疾病に対する手厚い保障を備えることができる医療保険です。

<事業性保険>

- ・ビジネスプロテクター(企業総合賠償責任保険)
事業先のさまざまな賠償リスクを一つの保険契約でしっかり補償できます。
- ・ハイパー任意労災(業務災害総合保険)
労災の上乗せ補償で、役員・従業員の業務中のケガの補償と労災事故発生時の企業の賠償責任を補償する保険です。

<損害保険窓口販売>

- ・火災保険・債務返済支援保険・傷害保険の取り扱いを行っています。

<しんきんの共済制度>

- ・「日本フルハップ」の取り扱いも行っていきます。

各種手数料

為替手数料

(2025年6月30日現在)

代金取立	電子交換(注1)	440円			
	個別取立(注2)	1,100円			
窓口振込手数料	当金庫同一店内	会員	現金	660円	
		振替	3万円以上	440円	
			3万円未満	220円	
		非会員	現金	660円	
			振替	3万円以上	550円
				3万円未満	330円
	当金庫本支店	会員	現金	660円	
		振替	3万円以上	440円	
			3万円未満	220円	
		非会員	現金	660円	
			振替	3万円以上	550円
				3万円未満	330円
他行庫宛	会員	現金	1,045円		
	振替	3万円以上	770円		
		3万円未満	605円		
	非会員	現金	1,045円		
		振替	3万円以上	770円	
			3万円未満	605円	
ATM振込手数料	当金庫同一店内	現金	3万円以上	440円	
			3万円未満	220円	
	当金庫本支店	現金	3万円以上	440円	
		振替		無料	
	他行庫宛	会員	現金	3万円以上	660円
			振替	3万円以上	495円
			3万円未満	440円	
		非会員	現金	3万円以上	660円
			振替	3万円以上	275円
				3万円未満	275円
	ファームバンキング利用料金	AnserDATAPORT	初期費用	33,000円	
			基本料金(月間)	22,000円	
VALUX データコネク		基本料金(月間)	3,300円		
為替自動振込	当金庫同一店内	55円			
	当金庫本支店宛	110円			
	他行庫宛	385円			
個人インターネットバンキング	当金庫同一店内	無料			
	当金庫本支店宛	無料			
	他行庫宛	165円			
法人IBFB・HB	当金庫同一店内	無料			
	当金庫本支店	3万円以上	110円		
		3万円未満	55円		
FD・MT持込処理手数料	他行庫宛	3万円以上	550円		
		3万円未満	385円		
不渡手形返却料		1,100円			
送金、振込、代金取立組戻料		1,100円			
媒体持込手数料(紙・磁気媒体等)		660円			

●上記手数料には消費税を含んでいます
 (注1) 当金庫自店小切手は無料です。
 (注2) 個別取立とは、通帳や証書などの取立や電子交換所不参加金融機関への手形等の取立を行うものです。

未利用口座管理手数料

1,320円(年間)

令和3年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上一度もお取引の無い口座(普通預金および貯蓄預金口座)を未利用口座として、一定の条件のもと「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。
 未利用口座の残高が本手数料以下の場合、口座残高全額をもって手数料に充当のうえ、対象口座を解約させていただきます。

●上記手数料には消費税を含んでいます

両替手数料、金種指定支払手数料および大量硬貨入金手数料

お取扱い枚数	1～50枚	無料
	51～100枚	330円
	101～500枚	550円
	501～1,000枚	1,100円
	1,001～1,500枚	1,650円
	1,501～500枚毎に	550円加算

●上記手数料には消費税を含んでいます

住宅ローン取扱手数料

担保物件取得時	保証機関付き	33,000円	
	保証機関なし		
条件変更	一部繰上返済	22,000円	
	期日前完済	3年以内	11,000円
		3年超	33,000円
	その他条件変更手数料		11,000円
担保解除		16,500円	

●上記手数料には消費税を含んでいます

個人情報開示手数料

「個人情報開示依頼書」による法律に基づく情報開示	1請求につき	1,100円
--------------------------	--------	--------

●上記手数料には消費税を含んでいます

取引履歴照会手数料

「取引履歴照会依頼書」によるご本人さまの過去10年間までのお取引内容の開示	出力帳票1枚につき	55円
---------------------------------------	-----------	-----

●上記手数料には消費税を含んでいます

電子記録債権サービス手数料

基本料(月)	債務者利用(※注)	1,100円
	受取・譲渡のみ利用	無料
発生記録(債務者請求方式)	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
発生記録(債権者請求方式)	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
譲渡記録	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
分割記録	当金庫宛	220円
	他行庫宛	220円
保証記録		220円
変更記録	オンライン	220円
	書面	2,200円
支払等記録	口座間送金決済以外	220円
割引実行		550円
口座間送金決済		無料
入金	でんさい受取	無料
窓口事務代行		1,100円
開示請求		3,300円
支払不能情報照会		3,300円
残高証明書発行	都度発行方式	4,400円

※注：法人IBフルサービス利用者は無料です

●上記手数料には消費税を含んでいます

貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科目	2023年度	2024年度
現金	1,810	1,537
預け金	35,253	33,193
買入金銭債権	41	27
有価証券	12,073	12,785
国債	793	1,150
地方債	3,705	3,831
社債	5,567	5,874
株式	565	495
その他の証券	1,440	1,433
貸出金	42,122	42,132
割引手形	130	35
手形貸付	1,193	913
証書貸付	37,459	37,646
当座貸越	3,338	3,536
その他資産	655	648
未決済為替貸	24	20
信金中金出資金	490	490
前払費用	4	4
未収収益	131	129
その他の資産	4	3
有形固定資産	719	693
建物	113	107
土地	507	507
リース資産	52	39
その他の有形固定資産	46	39
無形固定資産	2	2
ソフトウェア	0	0
その他の無形固定資産	1	1
前払年金費用	123	115
繰延税金資産	100	101
債務保証見返	981	858
貸倒引当金	△621	△425
(うち個別貸倒引当金)	(△458)	(△325)
資産の部合計	93,262	91,669

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科目	2023年度	2024年度
預金積金	86,733	85,464
当座預金	2,129	1,746
普通預金	34,130	33,626
貯蓄預金	57	47
通知預金	85	85
定期預金	47,133	46,867
定期積金	2,954	2,471
その他の預金	242	619
借入金	56	58
借入金	56	58
その他負債	246	274
未決済為替借	30	18
未払費用	70	118
給付補填備金	1	1
未払法人税等	1	1
前受収益	8	7
払戻未済金	0	0
払戻未済持分	-	0
職員預り金	33	38
リース債務	70	53
その他の負債	30	35
賞与引当金	23	25
役員退職慰労引当金	84	92
偶発損失引当金	55	48
睡眠預金払戻損失引当金	1	1
再評価に係る繰延税金負債	71	73
債務保証	981	858
負債の部合計	88,256	86,896
出資金	667	667
普通出資金	667	667
利益剰余金	4,152	4,363
利益準備金	668	667
その他利益剰余金	3,483	3,696
特別積立金	3,162	3,412
当期末処分剰余金	321	284
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	4,819	5,030
その他有価証券評価差額金	6	△435
土地再評価差額金	180	178
評価・換算差額等合計	186	△257
純資産の部合計	5,006	4,773
負債及び純資産の部合計	93,262	91,669

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：千円)

科目	2023年度	2024年度
経常収益	1,171,408	1,218,904
資金運用収益	982,869	1,011,194
貸出金利息	849,929	823,528
預け金利息	47,073	83,720
有価証券利息配当金	76,514	94,678
その他の受入利息	9,352	9,266
役員取引等収益	82,031	85,257
受入為替手数料	31,681	31,669
その他の役員収益	50,350	53,588
その他業務収益	11,009	9,278
その他の業務収益	11,009	9,278
その他経常収益	95,498	113,173
貸倒引当金戻入益	84,595	96,496
償却債権取立益	5,131	4,757
株式等売却益	4,633	3,924
その他の経常収益	1,138	7,995
経常費用	870,344	979,083
資金調達費用	29,039	82,592
預金利息	27,085	81,352
給付補填備金繰入額	66	184
借入金利息	1,703	858
その他の支払利息	183	196
役員取引等費用	119,427	114,258
支払為替手数料	10,343	10,328
その他の役員費用	109,084	103,930
その他業務費用	5,230	0
国債等債券償還損	5,230	-
その他の業務費用	-	0
経費	688,729	737,554
人件費	357,587	419,832
物件費	298,715	288,648
税金	32,426	29,073
その他経常費用	27,917	44,677
貸出金償却	7,978	17,236
株式等売却損	1,695	4,351
その他の経常費用	18,244	23,088
経常利益	301,064	239,820

(単位：千円)

科目	2023年度	2024年度
特別利益	-	-
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期純利益	301,064	239,820
法人税、住民税及び事業税	1,553	1,553
法人税等調整額	27,473	△120
法人税等合計	29,026	1,432
当期純利益	272,037	238,388
繰越金(当期首残高)	49,955	45,683
当期末処分剰余金	321,993	284,071

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益は、17円85銭であります。
 3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表に注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	321,993	284,071
積立金取崩額	400	340
利益準備金限度超過取崩額	400	340
剰余金処分額	276,709	236,685
普通出資に対する配当金	26,709	26,685
(配当率)	(年4%)	(年4%)
特別積立金	250,000	210,000
繰越金(当期末残高)	45,683	47,726

●記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

外部監査制度

2025年6月26日開催の第81期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月27日
 倉吉信用金庫
 理事長 **安藤正樹** ㊞

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 耐用年数 3年～39年
 その他 耐用年数 3年～45年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(2年～5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約中に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,518百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 ①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
 年金資産の額 1,832,300百万円
 年金財政計算上の数理債務の額 1,853,684百万円
 と最低責任準備金の額との合計額 △21,384百万円
 差引額
 ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
 (自令和6年3月1日至令和6年3月31日)
 0.0543%
 ③補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金100百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、

- 役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻請求引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金 425百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、資源価格高騰の影響等を踏まえ、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 なお、個別貸出先の業績変化及び資源価格高騰の影響等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額100百万円
 16. 有形固定資産の減価償却累計額1,565百万円
 17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)であります。
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 651百万円
 危険債権額 1,939百万円
 三月以上延滞債権額 -百万円
 貸出条件緩和債権額 391百万円
 合計額 2,982百万円
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35百万円であります。
 19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 定期預け金 200百万円
 担保資産に対応する債務
 借入金 44百万円
 上記のほか、為替決済、公金取引等の取引の担保として有価証券100百万円及び定期預け金3,006百万円を差し入れております。
 20. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価)に基づいて、算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 322百万円

21. 出資1口当たりの純資産額357円77銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか信用リスク担当部署(審査管理部)により行われ、また、定期的に経営陣による統合的リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や保有先の財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び統合的リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で307百万円です。

なお、当金庫では、保有期間1日VaRと実際の評価損益の変化額を比較するバックテスティングを実施し、VaRの計測手法の有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」

であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、1,339百万円減少するものと把握しております。

また、金利以外のすべてのリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	33,193	33,102	△91
(2) 有価証券	12,748	12,727	△20
満期保有目的の債券	315	294	△20
その他有価証券	12,433	12,433	-
(3) 貸出金(*1)	42,132	-	-
貸倒引当金(*2)	△416	-	-
	41,715	41,852	137
金融資産計	87,657	87,683	25
(1) 預金積金(*1)	85,464	85,132	△332
(2) 借入金(*1)	58	58	△0
金融負債計	85,522	85,190	△332

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップ金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24.から26.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく

区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

なお、約定期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(スワップ金利)を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	25
信金中央金庫出資金(*1)	490
組合出資金(*2)	11
合 計	527

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	7,794	15,400	900	-
有価証券	811	4,588	5,676	533
満期保有目的の債券	5	110	200	-
その他有価証券のうち満期があるもの	806	4,478	5,476	533
貸出金(*1)	5,574	16,310	9,677	6,618
合 計	14,179	36,298	16,253	7,151

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	31,426	16,817	-	192
借入金	12	36	10	-
合 計	31,438	16,853	10	192

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	15	15	0
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	15	15	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	100	97	△3
	その他	200	182	△17
小 計	300	279	△21	
合 計		315	294	△20

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	368	188	180
	債券	6	5	0
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	6	5	0
その他	350	307	42	
小 計	724	502	222	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	101	117	△15
	債券	10,734	11,283	△549
	国債	1,150	1,194	△44
	地方債	3,816	4,113	△296
	短期社債	-	-	-
	社債	5,767	5,975	△207
その他	871	960	△88	
小 計	11,708	12,361	△653	
合 計	12,433	12,863	△430	

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	16	3	3
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	16	3	3

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額はありません。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は16,252百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものが6,282百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	39百万円
個別貸倒引当金、貸出金償却	477
賞与引当金	7
役員退職慰労引当金	26
その他	61
繰延税金資産小計	611
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△17
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△455
評価性引当額小計	△472
繰延税金資産合計	138
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5
前払年金費用	32
繰延税金負債合計	37
繰延税金資産の純額	101百万円
(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額	
当事業年度(令和7年3月31日)	

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超(百万円)	合 計(百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	39	39
評価性引当金	-	-	17	17
繰延税金資産	-	-	22	(*2)22

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金39百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産22百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は1百万円増加し、その他有価証券評価差額は0百万円減少し、法人税等調整額は1百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は1百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

預金に関する指標

▶▶ 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金(当座+普通+貯蓄+通知)	34,828	40.8%	35,009	40.5%	34,919	40.9%
うち有利息預金	31,300	36.7%	31,665	36.6%	31,755	37.2%
定期性預金	50,219	58.9%	51,108	59.1%	50,068	58.7%
うち固定金利定期預金	47,150	55.3%	48,135	55.7%	47,441	55.6%
うち変動金利定期預金	15	0.0%	15	0.0%	15	0.0%
その他	214	0.2%	228	0.2%	234	0.2%
計	85,261	100.0%	86,345	100.0%	85,221	100.0%
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
合計	85,261	100.0%	86,345	100.0%	85,221	100.0%

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

▶▶ 定期預金残高

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度		2024年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
定期預金	48,250	100.0%	47,133	100.0%	46,867	100.0%
固定金利定期預金	48,231	99.9%	47,114	99.9%	46,849	99.9%
変動金利定期預金	15	0.0%	15	0.0%	15	0.0%
その他	4	0.0%	4	0.0%	3	0.0%

▶▶ 職員一人当たり及び一店舗当り預金残高

(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度	2024年度
職員一人当り預金残高	1,742	1,885	1,818
一店舗当り預金残高	7,919	7,884	7,769

▶▶ 預金者別預金残高

(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度	2024年度
個人	61,066	60,673	60,434
法人	18,640	19,168	17,995
金融機関	79	89	74
公金	7,331	6,803	6,961
合計	87,116	86,733	85,464

貸出金等に関する指標

▶▶ 貸出金科目別の平均残高

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	85	0.1%	66	0.1%	63	0.1%
手形貸付	1,081	2.5%	1,079	2.5%	1,077	2.5%
証書貸付	38,976	90.8%	37,673	90.5%	37,382	90.1%
当座貸越	2,735	6.3%	2,787	6.6%	2,934	7.0%
合計	42,878	100.0%	41,607	100.0%	41,457	100.0%

国内業務部門 国際業務部門はありません。

▶▶ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度
貸出金	43,457	42,122	42,132
うち変動金利	21,561	21,325	22,185
うち固定金利	21,896	20,796	19,947

▶▶ 担保の種類別の貸出金残高

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度		2024年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	825	1.9%	750	1.7%	783	1.8%
有価証券	50	0.1%	0	0.0%	29	0.0%
動産	494	1.1%	530	1.2%	772	1.8%
不動産	6,011	13.8%	5,983	14.2%	5,609	13.3%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	7,382	16.9%	7,264	17.2%	7,194	17.0%
信用保証協会・信用保険	17,411	40.0%	16,251	38.5%	15,096	35.8%
保証	2,677	6.1%	2,476	5.8%	2,079	4.9%
信用	15,986	36.7%	16,129	38.2%	17,761	42.1%
合計	43,457	100.0%	42,122	100.0%	42,132	100.0%

▶▶ 担保の種類別の債務保証見返額

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度		2024年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
有価証券	-	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-	-
不動産	722	72.3%	708	72.1%	614	71.6%
その他	-	-	-	-	-	-
計	723	72.3%	708	72.2%	615	71.7%
信用保証協会・信用保険	-	-	-	-	-	-
保証	4	0.4%	2	0.2%	-	-
信用	271	27.2%	270	27.5%	242	28.2%
合計	999	100.0%	981	100.0%	858	100.0%

▶▶ 用途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度		2024年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	11,651	26.8%	11,583	27.4%	11,962	28.3%
運転資金	31,805	73.1%	30,539	72.5%	30,170	71.6%
合計	43,457	100.0%	42,122	100.0%	42,132	100.0%

▶▶ 個人貸出金残高の内訳

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度
住宅ローン	4,455	4,439	4,396
消費者ローン	2,374	2,399	2,288

▶▶ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

業種区分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	69	1,826	4.3%	66	1,555	3.6%
農業・林業	97	178	0.4%	79	161	0.3%
漁業	1	48	0.1%	1	48	0.1%
鉱業・採石業・砂利採取業	2	68	0.1%	2	70	0.1%
建設業	245	5,366	12.7%	244	4,615	10.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	16	619	1.4%	16	604	1.4%
情報通信業	1	13	0.0%	2	51	0.1%
運輸業・郵便業	26	939	2.2%	24	755	1.7%
卸売業・小売業	195	4,357	10.3%	183	3,912	9.2%
金融業・保険業	13	3,027	7.1%	14	3,864	9.1%
不動産業	60	2,545	6.0%	70	2,898	6.8%
物品賃貸業	12	262	0.6%	13	192	0.4%
学術研究・専門・技術サービス業	24	842	1.9%	24	805	1.9%
宿泊業	19	398	0.9%	15	346	0.8%
飲食業	95	566	1.3%	94	528	1.2%
生活関連サービス業・娯楽業	63	424	1.0%	64	397	0.9%
教育・学習支援業	11	381	0.9%	12	347	0.8%
医療・福祉	38	1,902	4.5%	41	1,802	4.2%
その他サービス	84	1,312	3.1%	93	1,459	3.4%
小計	1,071	25,083	59.5%	1,057	24,419	57.9%
地方公共団体	7	8,575	20.3%	8	9,677	22.9%
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,632	8,463	20.0%	3,449	8,035	19.0%
合計	4,710	42,122	100.0%	4,514	42,132	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

▶▶ 職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度
職員一人当たり貸出金残高	869	915	896
一店舗当たり貸出金残高	3,950	3,829	3,830

▶▶ 預貸率

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	
貸出金(期末残高)(A)	43,457	42,122	42,132	
預金(期末残高)(B)	87,116	86,733	85,464	
預貸率	(A/B)	49.88%	48.56%	49.29%
	期中平均	50.29%	48.18%	48.64%

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

▶▶ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

- 売買目的有価証券 …………… 該当ありません。
- 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	20	20	0	15	15	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	20	20	0	15	15	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	99	△ 1	100	97	△ 3
	その他	200	188	△ 11	200	182	△ 17
	小 計	300	287	△ 13	300	279	△ 21
合 計		320	308	△ 12	315	294	△ 20

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 …………… 該当ありません。
- その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	482	235	246	368	188	180
	債券	1,657	1,651	6	6	5	0
	国債	302	299	2	—	—	—
	地方債	902	900	2	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	453	451	1	6	5	0
	その他	345	307	37	350	307	42
	小 計	2,485	2,194	291	724	502	222
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	58	67	△ 9	101	117	△ 15
	債券	8,288	8,478	△ 190	10,734	11,283	△ 549
	国債	491	495	△ 3	1,150	1,194	△ 44
	地方債	2,783	2,894	△ 111	3,816	4,113	△ 296
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,013	5,088	△ 75	5,767	5,975	△ 207
	その他	880	960	△ 79	871	960	△ 88
	小 計	9,226	9,506	△ 279	11,708	12,361	△ 653
合 計		11,712	11,700	11	12,433	12,863	△ 430

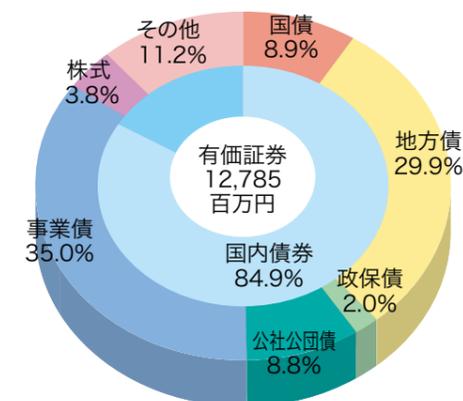
(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

● 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	25	25
組合出資金	14	11
合 計	40	36

■ 有価証券の保有割合



有価証券に関する指標

▶▶ 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

▶▶ 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

	2023年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	100	—	—	—	693	—	—	793
地方債	100	20	399	360	2,492	334	—	3,705
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	334	1,427	2,017	1,186	602	—	—	5,567
株式	—	—	—	—	—	—	565	565
外国証券	—	—	—	—	200	—	880	1,080
その他の証券	2	5	2	—	4	—	345	360
	2024年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	—	491	93	565	—	—	1,150
地方債	—	15	389	889	2,317	220	—	3,831
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	720	1,211	2,047	865	1,029	—	—	5,874
株式	—	—	—	—	—	—	495	495
外国証券	—	—	—	—	200	—	871	1,071
その他の証券	4	2	—	4	—	—	350	361

▶▶ 有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国債	574	946
地方債	3,148	3,890
短期社債	—	—
社債	5,008	5,877
株式	305	322
外国証券	1,159	1,159
その他の証券	356	322
合計	10,553	12,518

▶▶ 預証率の期末値及び期中平均値

	2023年度	2024年度
期 末 預 証 率	13.92%	14.96%
期 中 平 均 預 証 率	12.22%	14.68%

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 金銭の信託

- 運用目的の金銭の信託 …… 該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託 …… 該当ありません。
- その他の金銭の信託 …… 該当ありません。

3. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

- 金利関連取引 …… 該当ありません。
- 通貨関連取引 …… 該当ありません。
- 株式関連取引 …… 該当ありません。
- 債券関連取引 …… 該当ありません。
- 商品関連取引 …… 該当ありません。
- クレジットデリバティブ取引 …… 該当ありません。

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(その他有価証券)	1,620	10,462	-	12,082
うち株式	470	-	-	470
国債	1,150	-	-	1,150
地方債	-	3,816	-	3,816
社債	-	5,773	-	5,773
その他の証券(*1)	-	871	-	871
金融資産計	1,620	10,462	-	12,082

*1. 有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は350百万円であります。

*2. 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

主要な業務の状況を示す指標

▶ 業務粗利益

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
業務運用収支	953,829	928,601
資金運用収益	982,869	1,011,194
資金調達費用	29,039	82,592
役務取引等収支	△ 37,395	△ 29,001
役務取引等収益	82,031	85,257
役務取引等費用	119,427	114,258
その他の業務収支	5,779	9,278
その他業務収益	11,009	9,278
その他業務費用	5,230	0
業務粗利益	922,213	908,878
業務粗利益率	1.02%	1.02%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2023年度該当なし、2024年度該当なし)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

▶ 業務純益

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
業務純益	244,489	179,820
実質業務純益	244,489	179,820
コア業務純益	249,719	179,820
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	249,719	179,820

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益は=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

▶ 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	90,015	88,349	982	1,011	1.09	1.14
うち貸出金	41,607	41,457	849	823	2.04	1.98
うち預け金	37,443	33,849	47	83	0.12	0.24
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	10,553	12,518	76	94	0.72	0.75
資金調達勘定	86,897	85,312	29	82	0.03	0.09
うち預金積金	86,345	85,221	27	81	0.03	0.09
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	514	51	1	0	0.33	1.67

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度該当なし、2024年度22百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2023年度該当なし、2024年度該当なし)及び利息(2023年度該当なし、2024年度該当なし)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

▶ 利鞘

(単位:%)

	2023年度	2024年度
資金運用利回り	1.09	1.14
資金調達原価率	0.81	0.95
総資金利鞘	0.28	0.19

▶ 総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位:%)

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.32	0.26
総資産当期純利益率	0.29	0.26

(注) 総資産経常利益率=経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

▶ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 24,492	342	△ 24,150	6,677	18,063	24,740
うち貸出金	△ 26,277	△ 9,955	△ 36,232	△ 3,050	△ 23,265	△ 26,315
うち預け金	2,760	7,774	10,534	△ 4,518	36,794	32,276
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	△ 975	2,523	1,548	14,245	4,533	18,778
支払利息	81	4,161	4,242	△ 1,886	48,490	46,604
うち預金積金	288	4,215	4,503	△ 353	54,016	53,663
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 207	△ 55	△ 262	△ 1,533	△ 5,526	△ 7,059

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

会員数・出資金

	2023年度	2024年度
会員数(人)	17,131	16,939
出資金(百万円)	667	667
口数(百万口)	13	13
出資配当率(%)	4.00	4.00

職員の状況

	2023年度	2024年度
職員総数(人)	46	47
うち男性	28	26
女性	18	21

自己資本の充実に関する状況等について

▶▶ 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。本事項にて開示する諸計数は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために、金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

▶▶ 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	倉吉信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	667百万円
償還期限	-
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	-

▶▶ 自己資本の充実度に関する評価方法

● 統合的リスク管理態勢

当金庫は統合的リスク管理委員会を設けて各リスクの管理をすると同時に以下のリスクを計測し、自己資本の一定比率範囲内でリスクを管理する態勢としています。

(1) 信用リスク

債務者区分が「正常先（地方公共団体を除く）」および「要注意先」の信用VaRと、「破綻懸念先」以下のⅢ・Ⅳ分類債権額に対する未引当額の合計額を信用リスクとしています。

(2) 市場リスク

過去一定期間（観測期間：5年）の金利・株価・為替等（リスクファクター）の変動データにもとづき、将来のある一定期間（保有期間：120日）のうちに、ある一定の確率（信頼区間：99%）の範囲内で、当該金融資産が被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推定するVaRを計測しています。

(3) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの算出は標準的手法を採用しており、算出式は以下の通りです。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \text{事業規模要素 (BIC)} \times \text{内部損失乗数 (ILM)}^{*1}$$

$$\text{事業規模指標 (BI)} \times \text{BIの額に応じた掛目}^{*2}$$

$$\text{直近3年間の平均値} \rightarrow \left(\begin{array}{l} \text{金利要素 (預金事業等の規模部分) (ILDC)} \\ + \\ \text{役務要素 (役務取引等規模部分) (SC)} \\ + \\ \text{金融商品要素 (金融商品取引の規模部分) (FC)} \end{array} \right)$$

*1 BIが千億円以下で所定の要件（内部損失データ保有あり等）を満たさない場合、ILMに「1」を用いる。

*2 BIが千億円以下の場合12%

● ストレステスト、バックテストの実施

重要性、蓋然性を考慮したストレスシナリオに基づく損失を定期的に算出し、自己資本への影響を計測しています。統合的リスク管理委員会で自己資本への影響を検証・評価し、必要に応じて対応策を検討すると共に、毎月開催される理事会に報告しています。

また、市場リスク計測モデルが予想したリスク量について、実際のデータを用いて検証するバックテストを実施することにより、計測モデルの信頼性を確認しています。

▶▶ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,793	5,004
うち、出資金及び資本剰余金の額	667	667
うち、利益剰余金の額	4,152	4,363
うち、外部流出予定額 (△)	26	26
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	163	100
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	163	100
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,956	5,104
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	2	9
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	89	82
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	94	93
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,862	5,010
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	24,792	25,400
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,791	1,633
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	26,584	27,033
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	18.28%	18.53%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況

▶▶ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	24,792	991	25,400	1,016
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	23,960	958	24,585	983
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	83	3	121	4
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,707	268	6,576	263
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	510	20
カード・ポンド向け	-	-	-	-
法人等向け	8,021	320	6,521	260
中小企業等向け及び個人向け	4,097	163	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	3,578	143
トランザクター向け	-	-	277	11
抵当権付住宅ローン	981	39	-	-
不動産取得等事業向け	974	38	-	-
不動産関連向け	-	-	3,434	137
自己居住用不動産等向け	-	-	1,068	42
賃貸用不動産向け	-	-	2,149	85
事業用不動産関連向け	-	-	151	6
その他不動産関連向け	-	-	-	-
A D C向け	-	-	65	2
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-
三月以上延滞等	140	5	-	-
延滞等向け	-	-	1,951	78
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	107	4
取立未済手形	4	0	4	0
信用保証協会等による保証付	400	16	421	16
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1	0	-	-
出資等のエクスポージャー	1	0	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	346	13
上記以外	2,545	101	1,521	60
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	497	19	490	19
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	345	13	324	12
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	1,702	68	705	28
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	832	33	814	32
ルック・スルー方式	832	33	814	32
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,791	71	1,633	65
B I	-	-	1,089	-
B I C	-	-	130	-
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	26,584	1,063	27,033	1,081

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

▶▶ 金利リスクに関する事項

利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクであり、2019年3月期からは△EVEを、2020年3月期からは△NIIを用いて金利リスクを計測しています。

(1)管理方針

- 当金庫では、△EVE及び△NII、100BPV、VaR(信頼水準99%、保有期間6ヶ月、観測期間1年間)などを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。
- 計測時の市況変化を反映させた金利リスクの計測にはVaRを用いており、金利以外に株価や為替リスクなどの影響も考慮しています。
- 統計的手法を用いるVaRは、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの弱点があるため、100BPVなどを用いてストレステストを実施すると共に、定期的にバックテストを行っています。

(2)管理方法

- 有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ALM委員会若しくは統合的リスク管理委員会に行っていますが、市況急変時には委員会を臨時開催してリスク削減を諮っています。
- 金利変化時の影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの変更について協議し、常勤理事会で決定しています。
- 金利リスクを削減する場合には、主に当該ポジションを売却することにより行っており、デリバティブ取引などによる削減取引は行っていません。

(3)△EVE及び△NIIの算定手法の概要

- 流動性預金への満期の割当て方法は、流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しています。コア預金に割り当てられない流動性預金の残存期間は0年としているため、流動性預金の平均満期は1.25年となります。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する行動性オプションは、いずれも考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法は単純合算しており、通貨間の相関は考慮していません。
- 内部モデルはコア預金モデル(金融庁標準方式)以外には使用していません。
- △EVEの計算は、イールドカーブ変化前後の経済価値の差額を金利リスクとする再評価法で計測しています。

(単位:百万円)

項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,339	1,385	7	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	9
3	スティーピング	1,125	1,218	-	-
4	フラット化	-	-	-	-
5	短期金利上昇	-	-	-	-
6	短期金利低下	-	-	-	-
7	最大値	1,339	1,385	7	9
		ホ		ハ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,010		4,862	

▶▶ 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

(1)信用リスク・アセットを算出する為に使用する適格格付機関は、以下の4機関です。

- 格付投資情報センター(R&I)
- 日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

(2)使用条件

複数の格付が付与されている場合は、最も低い格付を使用しています。

(3)適格格付を使用するエクスポージャーは、有価証券と格付を取得した保証会社の保証を受けている個人ローンが対象です。

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項(リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							三月以上延滞 エクスポー ジャー	延滞 エクスポー ジャー
	エクスポージャー 区分		債 券						
	2023年度	2024年度	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国 内	92,365	92,508	43,143	44,505	10,259	11,416	323	3,378	
国 外	200	200	-	-	200	200	-	-	
地 域 別 合 計	92,565	92,708	43,143	44,505	10,459	11,616	323	3,378	
製 造 業	4,635	4,386	1,836	1,582	2,602	2,602	18	178	
農 業、林 業	460	445	460	445	-	-	4	20	
漁 業	48	48	48	48	-	-	-	48	
鉱業、採石業、砂利採取業	70	78	70	73	-	-	-	-	
建 設 業	5,832	5,266	5,617	5,050	200	200	88	505	
電気、ガス、熱供給、水道業	1,150	1,124	743	716	400	400	-	28	
情 報 通 信 業	129	167	21	59	100	100	-	-	
運 輸 業、郵 便 業	1,277	1,106	945	775	300	300	5	90	
卸 売 業、小 売 業	4,907	4,462	4,573	4,134	300	300	34	787	
金 融 業、保 険 業	35,079	33,047	3,030	3,901	500	500	-	-	
不 動 産 業	3,235	3,555	3,021	3,341	200	200	94	240	
物 品 賃 貸 業	367	297	266	195	100	100	-	16	
学術研究、専門・技術サービス業	967	946	967	946	-	-	-	388	
宿 泊 業	402	350	402	350	-	-	6	290	
飲 食 業	711	680	711	680	-	-	19	208	
生活関連サービス業、娯楽業	538	548	538	548	-	-	15	82	
教 育、学 習 支 援 業	395	358	395	358	-	-	0	0	
医 療、福 祉	2,015	1,926	2,015	1,926	-	-	-	28	
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,382	1,675	1,360	1,556	-	100	1	85	
国、地方公共団体等	18,615	21,613	8,629	9,706	5,754	6,811	-	-	
個 人	7,487	8,105	7,487	8,105	-	-	36	378	
そ の 他	2,853	2,515	-	0	-	-	-	-	
業 種 別 合 計	92,565	92,708	43,143	44,505	10,459	11,616	323	3,378	
1 年 以 下	17,844	14,119	4,236	5,015	544	734	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	13,350	16,757	3,415	3,482	1,434	1,246	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	9,029	10,876	4,538	4,962	2,550	3,013	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	10,679	9,757	8,376	7,757	1,402	1,399	-	-	
7 年 超 1 0 年 以 下	10,199	11,790	7,515	8,009	2,683	3,480	-	-	
1 0 年 以 上	17,125	16,612	14,981	14,871	1,843	1,740	-	-	
期 間 の 定 め の な い も の	14,338	12,795	79	405	-	-	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	92,565	92,708	43,143	44,505	10,459	11,616	-	-	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2023年度	279	163	-	163
	2024年度	163	100	-	100
個 別 貸 倒 引 当 金	2023年度	634	458	208	458
	2024年度	458	325	99	325
合 計	2023年度	914	621	208	621
	2024年度	621	425	99	425

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	1	2	2	2	-	-	1	2	2	2	0	11
農 業・林 業	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	-	-
漁 業	48	48	48	48	-	-	48	48	48	48	-	-
鉱業・採石業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	60	76	76	53	7	23	53	52	76	53	0	0
電 気 ガ ス 水 道	-	6	6	6	-	-	-	6	6	6	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 郵 便 業	2	29	29	1	-	28	2	1	29	1	0	1
卸 売・小 売 業	125	131	131	81	-	47	125	84	131	81	0	0
金 融・保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	264	44	44	45	200	-	63	44	44	45	5	0
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究専門技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	49	50	50	22	-	-	49	50	50	22	-	-
飲 食 業	15	9	9	2	-	-	15	9	9	2	0	1
生活関連サービス・娯楽業	33	31	31	30	-	-	33	31	31	30	0	2
教 育 学 習 支 援 業	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-
医 療・福 祉	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
そ の 他 サ ー ビ ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	28	22	22	23	-	-	28	22	22	23	0	0
合 計	634	458	458	325	208	99	426	359	458	325	7	17

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	27,279
10%	-	4,850
20%	5,259	33,587
35%	-	2,195
50%	3,775	263
75%	-	5,008
100%	-	10,214
150%	-	18
250%	-	113
合 計	92,565	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	40,989	4,495	10	41,431
40%~70%	6,729	7,708	10	7,168
75%	3,299	1,487	21	3,107
80%	-	-	-	-
85%	5,591	1,529	38	5,249
90%~100%	28,727	299	40	28,820
105%~130%	1,763	-	0	1,724
150%	1,189	163	52	1,224
250%	346	-	0	346
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	88,636	15,683	15	89,075

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実算する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

▶ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%
	2024年度													
現金	1,537	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,560	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	13,835	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,212	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	2,000	-	-	-	-	-	15	-	-	1,101	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,800	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-	3,499	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	813	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	813	-	-
不動産関連向け	-	-	-	289	30	432	-	54	-	85	-	536	225	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	289	30	334	-	-	-	85	-	-	225	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	97	-	54	-	-	-	536	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	138	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	5,522	4,218	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	27,455	5,431	-	3,411	30	432	-	54	-	101	-	1,349	4,965	-

イトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																	
	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度																	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,537
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,560
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,835
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,212
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,097
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,999
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	4,964	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,837
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	813
101	-	2,438	37	-	-	50	-	-	-	1,687	36	-	-	43	-	-	-	6,051
-	-	2,344	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,312
101	-	-	34	-	-	-	-	-	-	1,687	-	-	-	-	-	-	-	2,513
-	-	94	-	-	-	50	-	-	-	-	36	-	-	-	-	-	-	181
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	-	-	-	43
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,476
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	241
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,741
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	346	-	-	346
101	-	2,438	5,001	-	5,324	50	-	29,568	1,687	36	-	-	1,285	346	-	-	-	89,075

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本の充実の状況

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
2024年度						
現金	1,537	-	1,537	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,560	-	6,560	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	13,835	0	13,835	0	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,212	-	1,212	-	121	10%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,217	7	31,214	0	6,576	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,100	-	2,100	-	510	24%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	10,329	1,634	9,412	586	6,521	68%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,067	13,420	5,585	1,252	3,578	52%
トランザクター向け	-	11,136	-	813	277	34%
不動産関連向け	6,136	-	6,051	-	3,434	57%
自己居住用不動産等向け	3,326	-	3,312	-	1,068	32%
賃貸用不動産向け	2,568	-	2,513	-	2,149	86%
事業用不動産関連向け	188	-	181	-	151	84%
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC向け	52	-	43	-	65	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	1,429	222	1,385	90	1,951	132%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	241	-	241	-	107	44%
取立未済手形	20	-	20	-	4	20%
信用保証協会等による保証付	9,701	398	9,701	39	421	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	346	-	346	-	346	100%
合計					23,063	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 信用リスク削減方針
 - 信用リスクの削減方針は、適格金融資産担保並びに我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関保証及び自金庫預金との相殺を信用リスク削減対象としています。
- 管理方法の概要
 - 信用リスクの削減手法は、簡便法を採用しております。
 - 適格金融資産担保においては、担保権を維持し実行する為に必要な全ての措置を講じていることを前提としています。
 - 保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関が被保証債権の元本以外の関連債務も保証の対象としており、且つ、速やかに保証債務の履行を請求できる事を条件としています。
 - 自金庫預金との相殺は、相殺契約下にある預金を特定でき、且つ、自金庫預金が継続されないリスクが監視できる事を前提としています。
- 担保、保証の評価方法
 - 適格金融資産担保は自金庫預金であり、エクスポージャーと担保とが同一の通貨建てである場合の評価は 100%評価とし、削減率も 100%とします。
 - 保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関以外にはございません。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	832	1,139	4,534	5,555		

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

▶▶ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

▶▶ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

▶▶ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他投資事業組合等への出資が該当します。株式等の運用に関しては、経営体力に則したリスクの範囲を定め、適正な収益確保を目指します。
 株式等については、上場株式は取引所取引価格で時価評価し、非上場株式は財務諸表や運用報告を基に評価しています。保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク(価格変動リスク)が伴いますので、アラームポイントを設けて管理する態勢としています。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	540	540	470	470
非上場株式等	531	-	528	-
合計	1,072	540	999	470

(注) 1. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資持分等です。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	売却益	4	3	237
売却損	1	4		
償却	-	-		

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

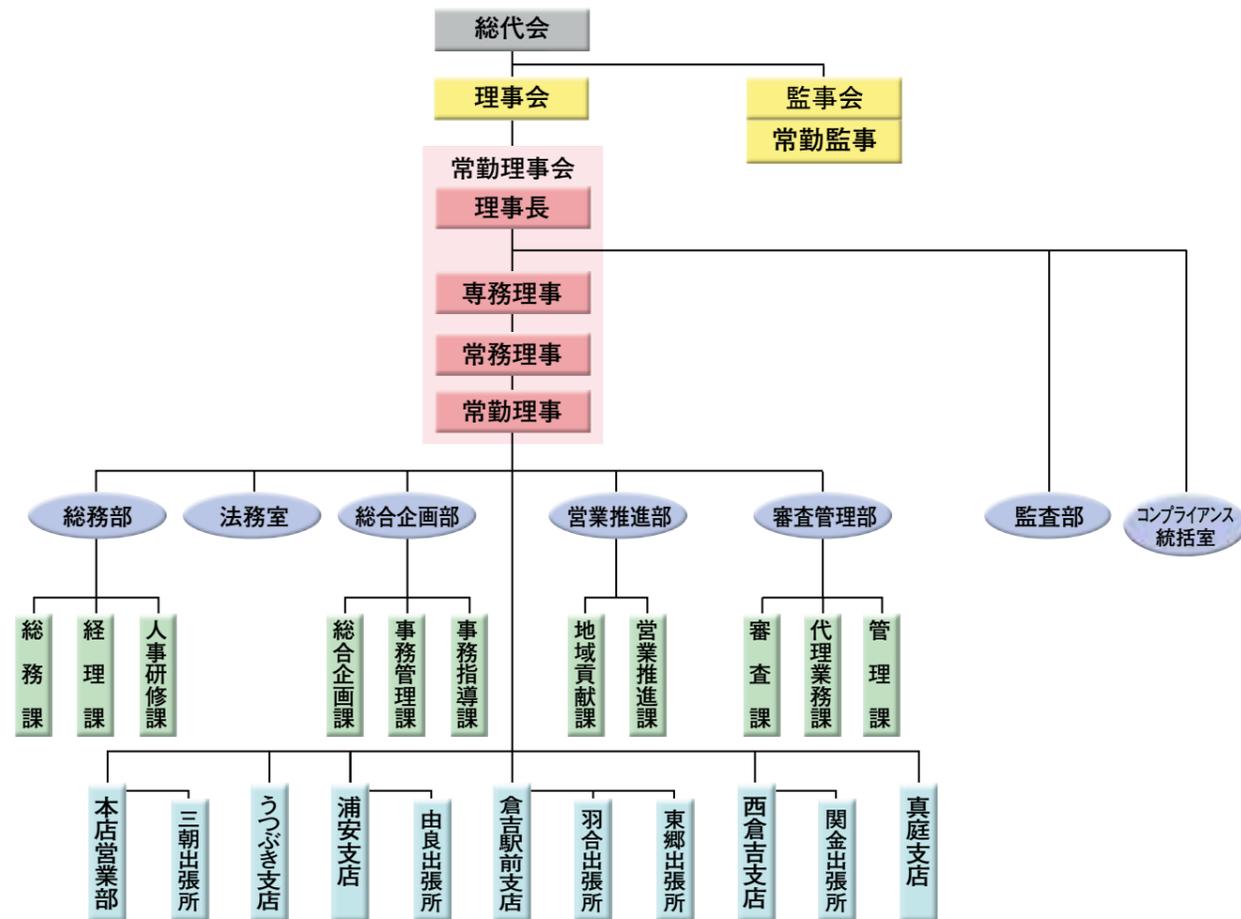
該当ありません。

▶▶ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,267	1,267
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

組織図



(2025年6月30日現在)

役員一覧

理事長 (代表理事)	安藤正樹	理事相談役 (非常勤)	笠見和則
専務理事 (代表理事)	藤井和啓 ※1	理事 (非常勤)	谷口宗弘 ※1
常務理事 (代表理事)	吉田孝宏	理事 (非常勤)	倉都祥行 ※1
常勤理事	船越清	理事 (非常勤)	山田悌次 ※1
常勤理事	伊澤茂雄	監事 (非常勤)	松井幹雄 ※2
常勤監事	松原勲	監事 (非常勤)	松本美恵子

(2025年6月30日現在)

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

●総代会制度について

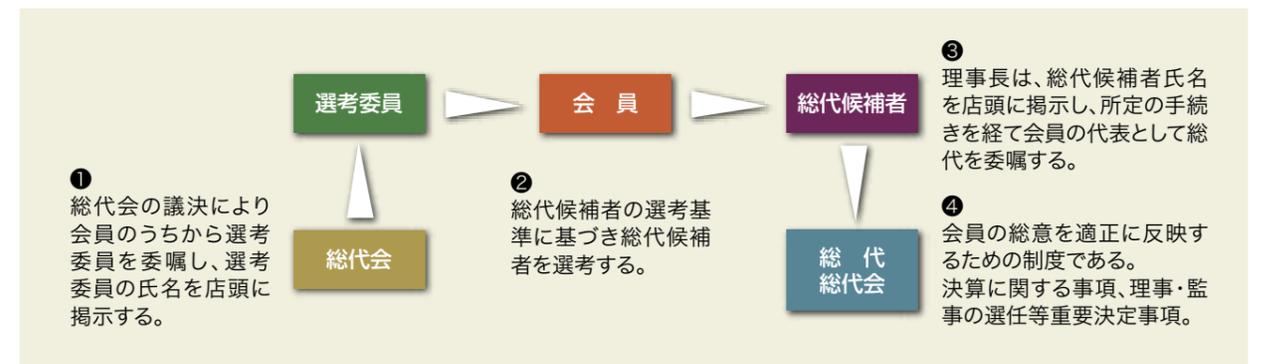
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能であり、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定・変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスなどに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員を選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望投書箱の店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です



●総代が選任されるまでの手続きについて

地区を4区の選任地区に分ち、総代の定数は定員数に応じて各選任地区ごとに定める

(1)総代候補者選考委員の選任

- ・総代会の議決により、選任地区ごとに会員のうちから選考委員を委嘱する。
- ・選考委員の氏名を店頭に掲示する (掲示期間は1週間を下らないものとする)。

(総代選考委員の選考基準)

- ①資格要件 ・当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
- ・地域事情に明るく、人格・見識とも優れている者
- ・その他金庫が適格と認められた者

(2)総代候補者の選考

- ・選考委員が総代候補者を選考し理事長に報告する。
- ・総代候補者氏名を店頭に掲示し、かつ、店頭に掲示してある旨の公告を新聞紙上に掲載しなければならない。(異議申立期間は、公告後2週間以内である)。

③総代の選任

「異議のない場合又は選任区域の会員数の3分の1未満の会員から異議の申し出があった総代候補者」

- ・総代候補者について、異議の申し出た者が当該選任区域の会員数の3分の1に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名を店頭に掲示する。
- ・掲示期間は、1週間を下らないものとする。

「異議のある場合」

- ・総代候補者について、異議の申し出をした者が当該地区の会員数の3分の1に達したときは、選考委員は当該総代候補者にかえて他の総代候補者を選考するものとする。
- ただし、当該総代候補者の数がその選任区域の総代の定数の2分の1に満たないときは、改めて選考を行わないことができる。

「欠員の補充」

- ・総代に定数の2分の1を超える欠員が生じた場合には補充選任を行う。ただし、特定の選任地区で欠員が当該選任区の定数の2分の1を超えても、全体としては欠員が定数の2分の1を超えない場合には次の改選期まで補充を行わないことができる。
- ・補充選任された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

●総代とその選任方法

(1)総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は65人以上95人以内です。
- 総代の定数は、会員数に応じて各選任地区ごとに定めております。
- 2025年6月30日現在で、総代数は70名です。
- なお、2025年3月31日現在の会員数は、16,939人です。

(2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②総代候補者選考委員が総代候補者を選任する
- ③総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）

（総代候補者の選考基準）

- ①資格要件 ・当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識をもって正しい判断ができる者
 - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他総代選考委員が適格と認めたる者



●第81期通常総代会の決議事項等

2025年6月26日開催の第81期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

①報告事項

第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書について

②決議事項

- 第1号議案 第81期剰余金処分について
- 第2号議案 理事の選任について
- 第3号議案 監事の選任について
- 第4号議案 退任役員に係る役員退職慰労金の支給について

●総代の氏名

お名前前の記載につきましては、個人情報保護の観点から全員の方にご承諾をいただき、記載しております。

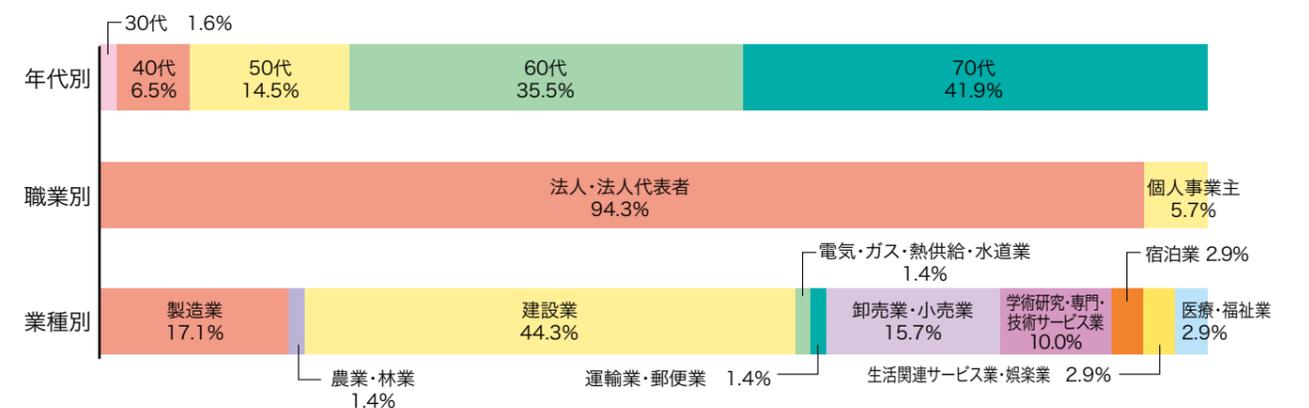
氏名の後の数字は総代就任回数を表しています。

（2025年6月30日現在 敬称略）

選 任 区	人 数	総 代 氏 名
第1区 倉吉市（明倫地区・高城地区・北谷地区・小鴨地区・上小鴨地区・灘手地区・社地区・関金町地区） 岡山県真庭市蒜山（旧川上村・旧八束村・旧中和村に限る）	20名	廣吉宗一⑦、春木延年⑪、藤田義彦④、山本庄英①、欽田昌也⑥、福谷直美⑧、松井啓介①、大江雅乃①、岩山克己⑦、森 和美⑦、河野俊一⑦、岡野 稔⑫、福井重秋④、門脇義樹④、宝福一⑨ 代表取締役 高野昌康②、中江雅文②、青木知恵美①、加藤栄隆①、下平哲司③、山乗大輔①
第2区 倉吉市（成徳地区・上灘地区）	9名	竹田安夫⑨、小山正人⑫、戸崎健二⑧、野口 厚⑧、杉島篤美④、前田六仁④、大前拓也⑦、新陽電気㈱ 代表取締役 寺地修治③、井戸垣昌延②
第3区 倉吉市（上北条地区・上井地区・西郷地区）、三朝町、湯梨浜町、岩美郡、鳥取市、八頭郡	25名	㈱豊田ガラス建材 代表取締役 豊田幸弘⑦、藤原博文④、西谷技術コンサルタント㈱ 代表取締役 山本賢一郎③、西田尊義①、坂田康則⑦、平岡哲雄⑧、牧野光照⑨、石田紙器㈱ 代表取締役 石田知己④、向井康英⑥、藤井武親④、古川哲次④、川本博文④、㈱ベクト総業 代表取締役 新田英雄③、大成産業㈱ 代表取締役 長棟秀文③、伊東和昭③、酒井祐一②、笠田直樹②、増井和徳②、河崎雄二②、井手添誠①、森 英司①、中島伸之②、讃岐健二②、新藤祐一⑧、高野 淳⑥
第4区 北栄町、琴浦町、西伯郡、米子市、境港市、日野郡	16名	福井利明⑧、山本浩一⑤、㈱チュウブ 代表取締役 小柴雅央⑧、加登脇孝彦⑤、種子晋司④、岡崎博紀②、前畑俊幸②、伊藤典章②、岡崎健一②、伊藤孝一①、山崎 稔⑦、吉村博美④、田熊博文⑤、中原裕之②、濱川康夫①、岸田博己④

●総代の属性等別構成比

（2025年6月30日現在）



【明治】		
1912	4月	産業組合法に基づき有限責任倉吉信用購買組合設立 倉吉町新町1丁目10番地敷 初代組合長 内海 淡就任
【大正】		
1917	2月	第2代組合長小川貞一就任
1918	2月	有限責任倉吉信用組合と名称変更
	9月	事務所を倉吉町明治町1031番地1(共済無尽会社隣)に移転
1921	4月	事務所を倉吉町明治町1032番地1(産業組合連合会内)に移転
【昭和】		
1932	8月	事務所を倉吉町西町2965番地1に移転
1936	2月	組織変更により保証責任倉吉信用組合と改称
1937	2月	保証責任倉吉信用利用組合と名称変更
1944	1月	第3代組合長 福井 清就任
	5月	市街地信用組合法の制定により倉吉信用組合と改称
1945	4月	第4代組合長 大田佳六就任
1949	6月	国民金融公庫の業務の代理取扱開始
1950	4月	中小企業等協同組合法制定に基づく信用組合に改組
1951	12月	営業区域が倉吉町・上井町・小鴨村・社村・西郷村となる 倉吉信用組合を信用金庫に改組し倉吉信用金庫と改称
1952	11月	営業区域を東伯郡一円と旧中山村の一部に拡張
1953	2月	浦安支店開設(東伯郡浦安215番地3)
1954	6月	東支店開設(倉吉市宮川町159番地63)
1956	1月	由良支店開設(由良町由良宿505番地)
1957	6月	内国為替業務認可により取扱開始 住宅金融公庫の業務の代理取扱開始
1958	12月	全国信用金庫連合会の業務の代理取扱開始
1959	12月	松崎支店開設(東郷町旭57番地)
1960	3月	由良支店を大栄町由良宿551番地に新築移転
1961	5月	上井支店開設(倉吉市上井313番地)
1964	11月	浦安支店を東伯郡浦安213番地2に新築移転
1966	2月	上井支店を倉吉市上井2丁目3番地8に新築移転
1967	7月	本店を倉吉市大正町1078番地4に移転
1968	5月	第5代理事長 山下友蔵就任
1969	11月	羽合支店開設(羽合町田後346番地3)
1970	9月	営業地域を鳥取市・気高郡に拡張
1971	4月	日本興業銀行の業務の代理取扱開始
	5月	第6代理事長 上井哲夫就任
		日本債券信用銀行の業務の代理取扱開始
	10月	日本長期信用銀行の業務の代理取扱開始
1972	11月	上井支店を倉吉駅前支店に名称変更
1974	4月	年金福祉事業団の業務の代理取扱開始
1975	5月	東支店を倉吉市昭和町499番地に新築移転
	11月	鳥取支店開設(鳥取市松並町2丁目364番地) 全国しんきん保証基金の業務の代理取扱開始
1977	2月	商工組合中央金庫の業務の代理取扱開始
	5月	環境衛生金融公庫の業務の代理取扱開始
1978	2月	関金支店開設(関金町関金宿235番地10)
	9月	営業区域を岡山県真庭郡川上村・中和村・八束村に拡張
1980	4月	西倉吉支店開設(倉吉市西倉吉町20番地15)
1981	1月	本部建物新築し本部を移転(倉吉市昭和町1丁目60番地) 東支店を本店営業部に、旧本店営業部を倉吉支店に名称変更
	7月	医療金融公庫の業務の代理取扱開始
1982	6月	西支店開設(倉吉市旭田町11番地)
1983	4月	三朝支店開設(東伯郡三朝町大瀬八幡1036番地4)
	6月	西伯郡中山町・気高郡・岩美郡・八頭郡の内河原町・船岡町・郡家町が営業地区拡張となる

【昭和】		
	10月	国債・地方債・政府保証債の募集、販売取扱開始
1984	2月	日本銀行歳入代理店業務開始
1985	9月	倉吉支店サンピア出張所オープン
	10月	真庭支店開設(岡山県真庭郡川上村大字下徳山字清水43番地3)
【平成】		
1989	2月	現金自動支払機土曜日稼働開始
	11月	現金自動支払機日曜日稼働開始
1991	7月	両替業務開始
1992	4月	創立80周年記念式典4月25日開催
1993	10月	浦安支店アパート出張所オープン
	12月	倉吉駅前支店パープルタウン出張所オープン
1994	4月	鳥取県庁舎・中部総合事務所・厚生病院・出張所オープン
1995	8月	関金支店移転オープン
	10月	第7代理事長 安部和臣就任
1996	9月	倉吉支店めいりん出張所オープン
1997	5月	倉吉支店グンゼ出張所オープン
	11月	倉吉支店をうつぶき支店に名称変更 うつぶき支店新築オープン
1999	2月	西日本建設業保証業務委託取扱開始
	3月	郵貯とのATM接続サービス開始
	11月	鳥取支店移転オープン(鳥取市富安1丁目221番地1)
2000	7月	本店営業部倉吉市役所出張所オープン
	10月	くらしんモバイルバンキングサービス取扱開始
2001	2月	松崎支店を東郷支店に名称変更し新築移転オープン(東郷町龍島536番地3)
	6月	くらしんホームバンキングサービス取扱開始
2002	3月	90周年記念事業「ちゅうぶ・ナビ」発刊
2003	2月	生保窓口販売の代理取扱開始
	4月	「無担保リフォームローン」開始
	8月	冷夏対策緊急支援融資「ひまわり」発売開始
	9月	カードローン「しんきん きゃっする」発売開始 「くらしんTKCアドバイスローン」発売開始
2004	1月	変額年金保険「たのしみVA」発売開始
	3月	マイカーローン「マイカーホップ・ステップ」発売開始
	6月	中小企業金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	8月	「鳥取県民債」販売(抽選受付7/12~7/16)
	9月	「台風災害対策資金」取扱開始
		「5年周期型変動金利住宅ローン」取扱開始
	10月	「経営まもるくん」発売
	11月	オレオレ詐欺未然防止で八橋警察署から感謝状
2005	1月	決済用預金「預金まもるくん」発売
	5月	「家計まもるくん」発売 「プロテクト・リフォームローン」発売
	9月	高金利定期預金「ビック5」発売
	10月	国民生活金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	11月	営農支援ドラフト「豊作」発売
	12月	鳥取県商工会連合会業務連携協力に関する覚書締結
	12月	住宅ローン「10年周期変動型」取扱開始
2006	2月	県中部の囲碁普及貢献として日本棋院倉吉支部より感謝状
	8月	営農支援融資「豊作・2」発売 「営農大雨災害対策資金」発売
		くらしん特別金利定期預金発売
2006	8月	「原油高騰対策フリーローン」発売
		事業先向け「原油高騰対策資金」発売
	10月	県内3信用金庫共通融資「ビジネスプライムローン」発売
	11月	第8代理事長 大畑 勇就任

【平成】		
2007	2月	(株)オリコ保証教育ローン「学資応援団」発売
	6月	子育て世帯応援定期預金・定期積金「すこやかきっぷ」発売
	10月	ATM暗証番号変更機能追加
	12月	長期固定金利融資商品「アシスト」発売 全期間固定金利型住宅ローン「あんしん」発売 西倉吉支店の清掃活動に対し鳥取県(中部総合事務所)より感謝状
2008	9月	印鑑照会システム導入
	10月	「家計まもるくんサポートローン」発売
	11月	中小企業者への緊急保証制度拡充の取扱開始
2009	1月	「倉吉市中小企業緊急支援融資」取扱開始
	3月	休日融資特別相談窓口開設
	4月	第9代理事長 谷岡忠範就任
2010	2月	信金ギャランティカードローン「きゃっする300」発売 高機能ATM導入開始
	3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア
	7月	関金支店を西倉吉支店に統合し出張所化
2011	1月	しんきん共同システム西日本センター利用開始 外貨宅配サービス取扱開始
		TKC中国会との経営改善計画策定支援サービス締結
		日本政策金融公庫鳥取支店農林水産業との業務協力締結
	4月	羽合支店ATMコーナー休日稼働開始
	5月	東日本大震災の被災信用金庫へ支援見舞金寄贈
	6月	全国信託電話信用金庫PRコンクール・ポスター部門「地賛地商」ポスター最優秀賞受賞
	8月	住宅金融支援機構業務監査
	9月	商工組合中央金庫代理業務監査
	10月	第2回山陰しんきんビジネスフェア
	11月	第6次全銀システム稼働 くらしんヤングコア、鳥取県共同基金倉吉市支会より表彰授与
2012	2月	がん検診受診率向上プロジェクト調印(中部1市4町)
	4月	倉吉信用金庫創立100周年
	7月	鳥取県がん先進医療費利子補給金交付事業調印式 鳥取県がん先進医療ローン取扱開始
	8月	創立100周年記念事業、倉吉市へ時計塔を寄贈 創立100周年記念祝賀会
	9月	信用金庫間での自動機による通帳記帳サービス開始 法人インターネットバンキング新システム開始
	12月	西支店をうつぶき支店へ統合、西出張所店外ATM運用開始
2013	1月	個人インターネットバンキング新システム開始
	2月	中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定 でんさいネットサービス開始
	7月	しんきん保証「プラチナ住宅ローン」取扱開始
	10月	しんきん保証個人ローンインターネット受付開始
	11月	第3回山陰しんきんビジネスフェア
	12月	ICキャッシュカード発行開始
2014	1月	鳥取支店を本店営業部へ統合
	2月	しんきん保証「シニアライフローン」取扱開始
	4月	しんきん保証カードローン「願助くん」取扱開始
	8月	日本政策金融公庫と創業分野での連携開始
	11月	しんきんEBサポートディスク提供開始
2014	12月	鳥取県産業技術センターと連携協力に関する協定書締結
2015	1月	正月三が日のATM稼働開始
	3月	ATM利用可能時間の拡大
	5月	プロパーフリーローン「リリーフ」取扱開始
		「とっとり地方創生ファンド」設立
	9月	SGEC認証材活用制度基本協定締結

【平成】		
	11月	事業性保険「ビジネスプロテクター」取扱開始
2016	1月	鳥取県警察とのサイバー犯罪共同対策協定締結 倉吉市との地方創生包括連携協定締結
	2月	しんきん保証女性向け商品「カーライフラン for Ladies」取扱開始
	5月	「職域サポートローン」取扱開始
	6月	随時返済型カードローン「楽々まもるくん」取扱開始 第10代理事長 笠見和則就任
	8月	「楽々カープラン」取扱開始
	10月	くらしん災害復旧特別金利ローン取扱開始
	11月	全国の信用金庫窓口での鳥取県中部地震に係る義援金受付開始(倉吉市・三朝町) 鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」取扱開始(〜12/30) 災害特別休日相談窓口開催
2017	2月	鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」による義援金の寄贈(〜3/2)
	5月	高齢者の特殊詐欺被害防止に向けたATM振込制限の実施
	8月	鳥取労働局との「働き方改革に係る包括連携協定」締結
	11月	しんきん保証基金「フリーローン」取扱開始
2018	1月	教育カードローン「エール」取扱開始
	3月	「後見支援預金」取扱開始
	5月	相続事務における「法定相続情報証明制度」の活用開始
	10月	ATMおよび個人IB即時振込取扱時間拡大
	11月	Origami Pay取扱開始
	12月	法人IB即時振込取扱時間拡大
【令和】		
2019	10月	「通帳レス口座」取扱開始
2020	3月	倉吉市役所第2庁舎出張所ATMオープン
	8月	山陰しんきん事業継承パートナーシップ発足
	10月	由良支店を浦安支店に統合し出張所化 東郷支店を羽合支店に統合し出張所化 鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定締結
	11月	三朝支店を本店営業部に統合し出張所化
	12月	しんきん山陰の魅力発掘プロジェクト発足
2021	3月	SDGs宣言 山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携協定の締結及び鳥取県へ寄付金贈呈 為替集中システム導入
	7月	
2022	2月	WEB完結型 カーライフプラン取扱開始 出張所隔日営業開始
	3月	山陰両県内金融機関 相続手続の共通化開始
	4月	「多目的ローン・コロナ対策支援資金」取扱開始
	8月	外国為替業務取扱扱い終了
2023	3月	非対面個人定期預金取扱開始(インターネットバンキング・通帳レス口座)
	7月	営業区域を鳥取県内全域に拡大
	11月	羽合支店を倉吉駅前支店に統合し出張所化
2024	1月	西出張所ATM廃止
	2月	スマホ決済サービス「Bank Pay」取扱開始 「ことら送金」取扱開始
	4月	「しんきんの共済制度」取扱開始
	7月	INPIT鳥取県知財総合支援窓口との包括連携協定の締結 「ディスクロージャー誌」発行
	8月	倉吉打吹まつり・みつばし踊り参加
	9月	くらしんゴルフコンペ開催
	10月	第22回くらしん健康ウォーク開催
	11月	遺言・相続全国一斉無料相談会開催 「ミニディスクロージャー誌」発行
	12月	社会福祉施設等へ新米寄贈 行政書士法人ORCAとの相続手続き代行サービス開始

店舗

店舗	住所	電話	店舗営業日	ATM稼働時間	
				平日	休日
1 本店	鳥取県倉吉市昭和町1丁目60	0858(22)6108	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
2 三朝出張所	鳥取県東伯郡三朝町大瀬1036-4	0858(43)2111	火・木曜日 (昼休業11:40～12:40)	8:00～19:00	9:00～19:00
3 うつぶき支店	鳥取県倉吉市大正町1075-4	0858(22)4154	月～金曜日 (昼休業11:40～12:40)	8:00～19:00	9:00～19:00
4 倉吉駅前支店	鳥取県倉吉市上井町2丁目3-9	0858(26)2951	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
5 羽合出張所	鳥取県東伯郡湯梨浜町田後340-3	0858(35)2641	月～金曜日 (昼休業11:40～12:40)	8:00～21:00	9:00～19:00
6 東郷出張所	鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島536-3	0858(32)0631	月・水・金曜日 (昼休業11:40～12:40)	8:00～19:00	9:00～19:00
7 西倉吉支店	鳥取県倉吉市西倉吉町20-15	0858(28)3111	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
8 西倉吉支店 関金出張所	鳥取県倉吉市関金町関金管247-1	0858(45)3121	火・木曜日 (昼休業11:40～12:40)	8:00～19:00	9:00～19:00
9 浦安支店	鳥取県東伯郡琴浦町浦安213-2	0858(52)2351	月～金曜日	8:00～19:00	9:00～19:00
10 由良出張所	鳥取県東伯郡北栄町由良宿551-4	0858(37)3711	月・水・金曜日 (昼休業11:40～12:40)	8:00～19:00	9:00～19:00
11 真庭支店	岡山県真庭市蒜山下徳山43-3	0867(66)4368	月～金曜日 (昼休業11:40～12:40)	8:45～19:00	9:00～19:00

キャッシュサービス専用出張所(窓口業務は行っておりません)

店舗	住所	ATM稼働時間	
		平日	休日
A 倉吉市役所第2庁舎出張所	鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1	8:00～21:00	9:00～19:00
B パープルタウン出張所	鳥取県倉吉市山根557-1	9:00～21:00	9:00～19:00
C アプト出張所	鳥取県東伯郡琴浦町八橋371	9:00～20:00	9:00～19:00

2025年6月30日現在



このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づき作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

I 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1)事業の組織 46
- (2)理事及び監事の氏名及び役職名 46
- (3)事務所の名称及び所在地 52
- (4)総代会制度 47

2. 金庫の主要な事業の内容 20～24

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度における事業の概況 17
- (2)直近の5事業年度における主要な事業の概況 18
 - ①経常収益、経常利益、当期純利益
 - ②出資総額及び出資総口数
 - ③純資産額、総資産額
 - ④預金積金残高、貸出金残高、有価証券残高
 - ⑤単体自己資本比率
 - ⑥出資に対する配当金
 - ⑦職員数
- (3)報酬体系について 18
- (4)直近の2事業年度における主要な事業の概況
 - ①主要な業務の状況を示す指標 35
 - ア. 業務粗利益
 - イ. 資金運用収支の内訳
 - ウ. 利鞘
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減
 - オ. 総資産経常利益率・総資産当期純利益率
 - カ. 業務純益
 - ②預金に関する指標 30
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
 - ③貸出金等に関する指標 30～32
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額
 - エ. 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高
 - オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値
 - ④有価証券に関する指標 32～34
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
 - イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高
 - ウ. 預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1)リスク管理の体制について 11
 - ①統合的リスク管理態勢 36
 - ②信用リスク 39
 - ③金利リスク 39
 - ④オペレーショナル・リスク 12・36
 - ⑤リスク管理体系 11
- (2)法令等遵守体制(コンプライアンス体制)について 12
 - ①顧客保護等管理方針 13

- ②ペイオフについて 16
- ③貸出運営についての考え方 16
- (3)中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況 4
- (4)金融ADR制度への対応 15

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 25～26
- (2)外部監査制度 26
- (3)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益合計額
 - ①有価証券 33
 - ②金銭の信託 34
 - ③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引 34
 - ④金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 34
- (4)貸倒引当金の内訳 19
- (5)貸出金償却の額 19

6. 信用金庫法開示債権 19

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2)危険債権
- (3)三月以上延滞債権(貸出金のみ)
- (4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
- (5)正常債権

7. 自己資本の充実の状況

- (1)自己資本の構成に関する開示事項 37
- (2)定量的な開示事項
 - ①自己資本の充実度に関する事項 38
 - ②信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く) 39
 - ア. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 40
 - イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 40
 - ウ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 41
 - エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 41
 - オ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分の内訳等 42
 - ③信用リスク削減手法に関する事項 45
 - ④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 45
 - ⑤証券化エクスポージャーに関する事項 45
 - ⑥出資等エクスポージャーに関する事項 45
 - ⑦金利リスクに関する事項 39

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌

Report '25

発行

2025年7月
 倉吉信用金庫 本部
 〒682-0806
 鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地
 TEL 0858-22-1111(代)
 FAX 0858-22-5607
<https://www.kurashin.co.jp/>



KURASHIN
KURAYOSHI SHINKIN BANK